棚倉町地域防災計画

《資料編》

棚倉町防災会議

目 次

[1 防災体制]	
資料1-1	棚倉町防災会議1
資料1-2	防災関係機関名簿3
資料1-3	棚倉町災害対策本部4
資料1-4	棚倉町職員配備編成計画13
資料1-5	災害応援協定等14
資料1-6	公共的民間団体及び民間協力事業者等15
[2 災害危険的	· 新所等]
資料2-1	土石流危険渓流箇所19
資料 2-2	地すべり危険箇所
資料2-3	急傾斜地崩壊危険箇所21
資料2-4	砂防指定地
資料2-5	山地災害危険地区
資料2-6	土砂災害警戒区域等
資料2-7	土砂災害危険箇所等に係る要配慮者利用施設33
資料2-8	土砂災害警戒情報の概要34
[3 情報収集係	云達]
資料3-1	気象通報受理伝達簿35
資料3-2	被害状況報告基準36
資料3-3	世帯構成員別被害状況調
資料3-4	地区別被害調査表
資料3-5	被害状況報告書
[4 消防·水]	坊]
資料4-1	棚倉町消防団47
[5 災害救助]	
資料5-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間等56
資料5-2	従事命令等の種類と執行者61
資料5-3	公用負担命令関連様式62
資料5-4	救助・救急関連様式63
[6 自衛隊災害	書派遣]
資料6-1	自衛隊要請連絡先
資料6-2	自衛隊災害派遣関連様式67

[7	避難]	
í	資料7-1	指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難所・福祉避難所69
í	資料 7 — 2	避難関連様式
[8	医療(助	産)救護]
貨	資料8-1	棚倉町内医療機関等一覧81
Ĭ	資料8-2	東白川郡医師会一覧82
Í	資料8-3	後方医療機関83
Í	資料8-4	医療(助産)救護関連様式84
[9	緊急輸送]	
ž	資料 9 - 1	緊急輸送道路指定路線92
ž	資料 9 - 2	ヘリコプター臨時離着陸場92
Í	資料 9 - 3	緊急輸送関連様式93
[1	0 防疫及	び保健衛生]
貨	資料10-1	1 ねずみ族昆虫駆除薬剤所要量の算出方法96
貨	資料10-2	2 感染症の予防及びまん延防止対策97
[1	1 救援対策	策]
貨	資料11-1	1 応急給水関連様式99
貨	資料11-2	2 食料救援関連様式102
貨	資料11-3	3 生活必需物資等救援関連様式107
[1	2 障害物(の除去及び応急住宅対策]
Ĭ	資料12-1	1 障害物の除去関連様式111
貨	資料12-2	2 応急仮設住宅関連様式114
Ĭ	資料12-3	3 住宅応急修理関連様式117
[1	3 死者の	捜索、遺体の処理等]
Í	資料13-1	1 遺体の一時収容所一覧119
ě	資料13-2	2 墓地及び火葬場所在地一覧119
貨	資料13-3	3 死者の捜索、遺体の処理等関連様式122
[1	4 文教対象	· 策]
Í	資料14-1	1 国・県・町指定文化財一覧表127
Í	資料14-2	2 文教対策関連様式129
[1	5 危険物質	等施設]
賞	資料15-1	1 危険物施設調

[16	震災対策]	
資料	¹ 1 6 − 1	福島県内における地震災害履歴135
資料	¥16−2	気象庁震度階級関連解説表137
[17	原子力災	書対策]
資料	¹ 1 7 − 1	緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)141
1	沸騰水型輻	圣水炉に係る原子炉運転等のための施設142
2	実用発電用	用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設145
3	福島第一原	京子力発電所施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉
運転	5等のための)施設146
4	使用済燃料	4貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等
のた	こめの施設.	
5	原子炉の道	運転等のための施設149
資料	¹ 1 7 − 2	運用上の介入レベル (OIL) と防護措置の概要150
資料	¥17-3	EAL・OILに基づく防護措置の導入例152
[18	防災重点	農業用ため池一覧]
資料	¥18−1	防災重点農業用ため池一覧表153
[19	重要水防口	⊠域一覧]
資料	∤19-1	重要水防区域一覧表154

[1 防災体制]

資料1-1 棚倉町防災会議

1 棚倉町防災会議条例

昭和 38 年 7 月 23 日 条例第 23 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、棚倉 町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を固めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 棚倉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 町長の諮問に応じて棚倉町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ2人、3人、2人、3人、3人及び2人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の 残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項は、 会長が防災会議にはかって定める。 附則

- この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成12年条例第5号)
- この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成24年条例第13号)
- この条例は、公布の日から施行する。

2 棚倉町防災会議委員名簿

役職	所属機関名	職名	氏	;名	住所	電話
会長	棚倉町	町長	湯座	-平	-	-
	棚倉森林管理署	署長	武部	広	棚倉町大字棚倉字舘ケ丘77-2	0247-33-3111
	陸上自衛隊第44普通科連隊 福島駐屯地	連隊長 兼 福島駐屯地司令	湯舟	道彦	福島市荒井字原宿 1	024-593-1212
	福島県 県南地方振興局	局長	安達	豪希	白河市昭和町269	0248-23-1548
	福島県 県南農林事務所	所長	近藤	仁志	白河市昭和町269	0248-23-1527
	福島県 棚倉土木事務所	所長	菊地	和良	棚倉町大字関口字上志宝50-1	0247-33-3131
	棚倉警察署	署長	紺野	高	棚倉町大字流字森ノ内59-1	0247-33-0110
	棚倉警察署	警備係長	永山	茂則	棚倉町大字流字森ノ内59-1	0247-33-0110
	棚倉町	副町長	鈴木	敏光	-	-
委員	棚倉町	総務課長	小林	弘	-	-
	棚倉町	整備課長	近藤	徳夫	-	-
	棚倉町	教育長	松本	市郎	-	-
	棚倉町消防団	団長	原書	≱ —	棚倉町大字寺山字寺沢22-6	0247-33-3888
	NTT東日本 福島支店	郡山営業支店長	竹谷	金浩	郡山市駅前1-10-1	024-922-2300
	東北電カネットワーク(株) 白河電カセンター	所長	齋藤	雅彦	白河市中田29-1	0248-23-8107
	棚倉郵便局	局長	下重	嘉輝	棚倉町大字棚倉字古町16	0247-33-3201
	棚倉消防署	署長	小林	薫	棚倉町大字棚倉字舘ケ丘73	0247-33-4522
	堤区自主防災会	会長	薄葉	義博	棚倉町大字堤字羽黒東39	0247-33-6427

資料1-2 防災関係機関名簿

機関名	所 在 地	電話番号
1 棚倉町	棚倉町大字棚倉字中居野 33	0247-33-2111
2 指定地方行政機関 棚倉森林管理署 東北農政局福島県拠点	棚倉町大字棚倉字舘ケ丘 73-2 福島市南中央 3-36	0247-33-3111 024-534-4141
3 指定公共機関及び指定地方公共機関 (株)NTT 東日本一宮城事業部		
福島支店 日本赤十字社福島県支部 東北電力(株)白河営業所 棚 倉 郵 便 局	福島市山下町 5-10 福島市永井川字北原田 17 白河市中田 29-1 棚倉町大字棚倉字古町 16-7	024-924-6263 024-545-7997 0248-23-8107 0247-33-3201
社川郵便局 近津郵便局 東白川高野簡易郵便局	棚倉町大字逆川字向原 53-3 棚倉町大字寺山字鶴生 7 棚倉町大字富岡字寺ノ前 173-2	0247-33-3651 0247-33-3653 0247-33-3652
東日本旅客鉄道(株)水郡線営業 JRバス関東(株)白河支店 福島県トラック協会県南支部 福島交通(株)棚倉営業所	茨城県大子町大子 983-2 白河市会津町 51-11 西白河郡泉崎村泉崎字夏針 15-1 棚倉町大字流字森ノ内 46-2	02957-2-3176 0248-24-0489 0248-21-7167 0247-33-2151
福島民報社棚倉支局 福島民友新聞社棚倉支局 4 福島県	棚倉町大字棚倉字南町 177-1 棚倉町大字棚倉字古町 112-1	0247-33-3289 0247-33-6976
福島県危機管理部危機管理総室 県南地方振興局(県民生活課) 県南建設事務所(管理課) 県南農林事務所(企画部) 棚倉土木事務所 県南保健福祉事務所	福島市杉妻町 2-16 白河市昭和町 269 白河市昭和町 269 白河市昭和町 269 棚倉町大字関口字上志宝 50-1 白河市郭内 127	024-521-7641 0248-23-1548 0248-23-1630 0248-23-1572 0247-33-3131 0248-22-5441
5 陸上自衛隊福島駐屯地 陸上自衛隊第 44 普通科連隊	福島市荒井字原宿 1	024-593-1212
6 福島県警察 棚倉警察署	棚倉町大字流字森ノ内 59-1	0247-33-3241
7 消防機関 白河地方広域市町村圏消防本部 棚倉消防署 棚倉町消防団	白河市字立石山 15-1 棚倉町大字棚倉字舘ケ丘 73 棚倉町大字棚倉字中居野 33	0248-22-2155 0247-33-4522 0247-33-2116
8 その他防災関係機関 社団法人東白川郡医師会(久慈の郷内) 東西しらかわ農業協同組合 東白川郡森林組合 福島県建設協会東白川支部 棚倉町商工会 東白衛生組合 夕刊たなぐら新聞社 株式会社白報社	塙町大字塙字材木町 14 棚倉町大字流字中豊 88 棚倉町大字棚倉字南町 100-2 棚倉町大字関口字上志宝 12-1 棚倉町大字関口字上志宝 2-3 塙町大字上渋井字岩下 18-7 棚倉町大字棚倉字清戸作 2-17 棚倉町大字棚倉字南町 162	0247-43-1101 0247-57-5927 0247-33-2161 0247-33-2725 0247-33-3161 0247-43-0378 0247-33-3068 0247-33-2819

資料1-3 棚倉町災害対策本部

1 棚倉町災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 23 日 条例第 24 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、棚 倉町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成23年条例第15号)
- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成24年条例第14号)
- この条例は、公布の日から施行する。

2 棚倉町災害対策本部運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、棚倉町災害対策本部条例(昭和38年条例第24号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、棚倉町災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

- 第2条 町災害対策本部は、原則として棚倉町役場庁舎内に設置する。ただし、役場庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できないと判断される場合は、次の施設に町災害対策本部の設置場所を変更する。
 - (1) 棚倉町保健福祉センター
 - (2) 棚倉町文化センター
 - (3) 棚倉町立図書館
 - (4) 棚倉町総合体育館

(本部の任務)

- 第3条 本部において取扱う事項は、次のとおりとする。
 - (1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (2) 被害状況の調査及び報告に関すること。
 - (3) 消防、その他緊急措置に関すること。
 - (4) 災害救助、その他民生安定に関すること。
 - (5) 災害時の衛生対策に関すること。
 - (6) 災害時の応急の教育に関すること。
 - (7) 災害時の応急復旧に関すること。
 - (8) その他災害応急対策に関すること。

(本部の設置及び廃止)

- 第4条 本部は、災害時の危険が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めたときに設置する。
- 2 本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと町長が認めたときに廃止する。

(本部長)

第5条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、町長をもって充てる。

(副本部長)

第6条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長及び教育長をもって充てる。

(本部員)

第7条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、棚倉町課設置条例(平成17年3月25日 条例第4号)に定める課の長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部事務局)

- 第8条 本部に災害対策本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。
- 2 本部事務局は、住民課消防環境係の職員をもって充て、災害対策に関する命令伝達等を行う。

(本部会議)

- 第9条 本部に、災害対策本部会議(以下「本部会議」という。)を置く。
- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局をもって構成し、災害対策に関する重要 事項を協議決定し、その実施の推進を図る。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(組織及び事務分掌)

- 第10条 本部に、別表第1に掲げる部及び班を置き、別表第2に掲げる事務を分掌する。
- 2 部に、棚倉町災害対策本部条例第3条第3項に定める部長のほか、副部長及び班長を置き、別表第1に掲げる職にある者を充てる。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(本部連絡員)

- 第11条 本部に災害対策本部連絡員(以下「本部連絡員」という。)を置く。
- 2 本部連絡員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。

(調査班)

- 第 12 条 本部長は、必要と認める場合、調査班を設け被災地又は、被害が予想される地域に派遣する。
- 2 調査班は、班長以下若干名をもって組織し、本部長が直接指揮する。
- 3 調査班は、被害の情報を本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切な措置を講ずるものとする。
- 4 班長及び班員は、本部長がその都度指名した職員をもって充てる。

(現地災害対策本部)

- 第13条 本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。
- 2 現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

(非常配備体制)

- 第14条 本部長は、本部を設置した場合、組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急 対策に従事することができる全職員に非常配備を指令する。
- 2 部長に充てられる者は、あらかじめ次の事項を定めた非常配備編成計画を作成し、これを班員に周知徹底しなければならない。
 - (1) 班内の所掌事務、配備職員及びその責任者
 - (2) 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制
- 3 部長はその分掌事務を実施するため職員に不足を生じる場合は、本部長に対しその補充を要請することができる。

(緊急参集等)

- 第 15 条 配備職員は、休日勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生 するおそれがあることを覚知したときは、自発的に所属班に参集し、又は所属班に連絡をとり上司 の指示を受けるものとする。
- 2 本部設置前における警戒配備については、別に定めるものとする。

(非常配備の開始及び解除)

- 第16条 各地における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。
- 第17条 各部は、非常配備体制の解除後において、情報の収集及び災害応急対策等ついて本部長に 報告するものとする。

(県、他市町村及び自衛隊に対する応援要求)

- 第18条 本部長は、応急措置を実施する場合、県、他の市町村及び自衛隊の応援を必要と認めたと きは、すみやかに応援要求の手続きを進めるものとする。
- 2 本部長は、前項の応援について決定通知があった場合は、関係機関の受入れ体制を整備するため関係部長に必要な指示をするものとする。

- 3 関係部長は、本部長の指示に基づき、すみやかに応援機関受入れの時刻、場所及び方法等について、関係機関に連絡するものとする。
- 第19条 本部長は、町内における被害の状況について、迅速的確な把握につとめ、その状況の判明 した結果を随時県本部へ報告するものとする。
- 2 本部長は、被害の状況について、必要の都度関係機関及び住民に発表するものとする。

(関係機関への連絡及び要請)

- 第 20 条 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して連絡し、又は必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。
- 第 21 条 各部長は、災害に対する各種情報、指示事項等の受理伝達及び報告については、すべてこれを記録し、これを保存しなければならない。
- 第22条 災害救助隊に関する活動計画に関する細部の事項については、本部長が必要に応じ指示するものとする。
- 第23条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関する細部の事項については、本部長が必要 に応じて指示するものとする。

附則

この要領は、平成10年10月16日から施行する。

附則

この要領は、平成26年3月20日から施行する。

◎:部長 ○:副部長

	本部長	町長		総務部	3		総務班(班長:行政係長)
	副本部長	副町長		0	総務課長		・消防環境係・出納係
		教育長		0	住民課長		・行政管理係 ・議会係
	本部員	総務課長		0	議会事務局長		財務班(班長:財政係長)
		地域創生課長					・財政係
		税務課長					住民班(班長:住民係長)
		健康福祉課長					・住民係 ・国保年金係
災害		産業振興課長	-				
災害対策本部会議		整備課長		情報調	整部		情報調整班(班長:企画調整係長)
本		上下水道課長		0	地域創生課長		・企画調整係 ・歴史観光係
		子ども教育課長	"				
武		生涯学習課長		税務部	3		税務班(班長:課税徴収係長)
	·	議会事務局長	Ħ	0	税務課長		・課税徴収係 ・固定資産係
		消防団長					
	•		l	健康福	a 社部		福祉班(班長:福祉係長)
			Ħ	<u></u>	健康福祉課長		• 福祉係 • 高齢者係
	事務局長	住民課長	L				
	事務局	消防環境係					
本部記	車絡員	各部長が指名した者					保健医療班 (班長:健康づくり係長)
						<u> </u>	・健康づくり係
			l	産業部	3		商工班(班長:商工係長)
			П	©	産業振興課長		・商工係
現地	災害対策本部	3					農林班(班長:農林係長)
必要に	 こ応じて設置	<u>.</u>				<u> </u>	・農林係 ・農業委員会
				建設现	E		建設班(班長:整備維持係長)
			П	0	整備課長		・整備維持係 ・都市計画係
			"				
				上下才	《道部		給水班(班長:上水道係長)
				0	上下水道課長		・上水道係
							下水道班(班長:下水道係長)
						<u> </u>	・下水道係
			-				
				教育部	ß		教育総務班 (班長:教育総務係長)
					フ 1×1 *4-大=== F		・教育総務係 ・学校教育係 ・子ども係
				0	子ども教育課長		・各幼稚園
				\circ	生涯学習課長		社会教育班(班長:生涯学習係長)
							・生涯学習係 ・文化センター係 ・体育振興係
				消防部	3		消防班(班長:消防団各分団長)
				0	消防団長		・消防団各団員
				0	消防団副団長		

別表第2

	事 務 分 掌
各部各班共通事項	(1)避難所の開設・受入れ、運営・管理、閉鎖に伴う動員に関すること。 (2)各種証明に伴う調査、証明書の発行に伴う動員に関すること。 (3)その他本部長の命により、他部又は他班の事務の応援に関すること。
事務局	 (1) 防災会議に関すること。 (2) 災害対策本部の庶務に関すること。 (3) 総合的災害対策の樹立並びに災害対策本部長の命令の伝達及び各部との連絡調整に関すること。 (4) 国、県等に対する職員の派遣のあっせん及び要請に関すること。 (5) 他市町村との応援及び協力に関すること。 (6) 消防機関、警察等防災関係機関との連絡調整及び活動状況の把握に関すること。 (7) 自衛隊への派遣要請及び活動状況の把握に関すること。

部名	班名	事 務 分 掌
		(1) 災害時における職員の動員に関すること。
		(2)消防団の出動命令と消防及び水防活動に関すること。
		(3) 町議会及び議員との連絡調整等に関すること。
		(4) 災害救助法に関すること。
		(5) 防災行政無線等の運用に関すること。
		(6) 防災気象情報及び災害情報の収集・伝達に関すること。
		(7)被害情報等の県に対する報告及び県との連携に関すること。
		(8)避難の準備情報提供、勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関すること。
		(9) 自主防災組織に関すること。
		(10) 緊急輸送に係る総合調整に関すること。
		(11)行方不明者の捜索要請に関すること。
絵	総	(12)遺体の安置及び埋火葬対策に関すること。
総務部	総務班	(13) 清掃並びに災害廃棄物及びし尿の処理に関すること。
цμ	- 1 71	(14) 公害対策に関すること。
		(15) 防疫対策に関すること。
		(16)動物(ペット)保護に関すること。
		(17) 孤立集落の応急対策に関すること。
		(18)部内の総括連絡調整に関すること。
		(19) 人的被害並びに家屋及び設備等の被害調査に関すること。
		(20)被害状況の取りまとめに関すること。
		(21) 災害応急物資の出納保管に関すること。
		(22) 災害時における金銭の出納に関すること。
		(23) 被災者生活再建支援事務に関すること。
		(24) 応急対策車両の確保及び物資の輸送に関すること。
		(25) 他班に属しないこと。

部名	班名	事 務 分 掌
		(1) 町有財産の被害調査並びに応急対策に関すること。
	財	(2) 災害応急対策事業費の予備措置に関すること。
	財務班	(3) 災害応急対策事業の調整に関すること。
	址	(4) 災害義援金品等(日本赤十字社以外に係るもの)の受付及び配分に関すること。
総務部		(5)他の部に属さない防災資材の調達に関すること。
部		(1) 死体の処理及び埋葬に関すること。
	仕	(2) 戸籍及び埋火葬証明書に関すること。
	住民班	(3) 避難所の開設、運営及び閉鎖の協力に関すること。
	址	(4) 災害相談窓口の設置に関すること。
		(5)被災証明書の発行及び被災者台帳の作成に関すること。
		(1) 災害情報の広報に関すること。
		(2) 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。
情	情	(3) 広報車による広報活動並びにホームページ等による災害広報に関すること。
報	報調	(4)新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送等報道機関との連絡調整に関すること。
2報調整	調整	(5)調査団、視察団等の受け入れに関すること。
部	班	(6) 県及び国に対する要望等の資料作成に関すること。
		(7)被害統計に関すること。
		(8) 外国人、観光客及び帰宅困難者の避難、誘導に関すること。
		(1) 税の減免及び猶予措置に関すること。
税 務 部	税務班	(2) 固定資産の被害調査に関すること。
部		(3)建物に関するり災証明書の発行に関すること。
		(1) 社会福祉施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。
		(2) 要配慮者対策に関すること。
		(3) 主食、生活必需品の調達及び応急救助物資の配給に関すること。
		(4) 災害義援金品等(日本赤十字社に係るもの)の受付及び配分に関すること。
		(5)被災者の援護対策及び福祉対策に関すること。
	福 祉	(6) 災害ボランティアの応援要請及び受入れなど活動支援に関すること。
	班	(7) 部内の総括連絡調整に関すること。
		(8) 部内の職員の配備に関すること。
健康福祉		(9)炊き出し等食糧対策に関すること。
福祉		(10) 避難所(他市町村からの避難者受入を含む)の管理及び収容に関すること。
部		(11) 生活保護世帯、老人世帯、心身障害(児)者世帯、児童等及びひとり親世帯の
		援護対策に関すること。
		(1) 医療機関の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。
	促	(2) 救護所の設置及び運営並びに医療及び助産に関すること。
	健	(3) 医療救護班の編成、配置並びに連絡調整に関すること。
	保健医療	(4) 医療品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。
	班	(5) 被災地及び避難所の衛生、感染症予防に関すること。
		(6) 食品衛生の保持に関すること。
		(7)保健衛生に関すること。

部名	班名	事 務 分 掌
	商工	(1)被災労働者の福祉対策に関すること。 (2)災害時における労務供給に関すること。
	班	(3) 商工業者に対する融資あっせん及び融資に係るり災証明書の発行に関すること。
産業部	農林班	 (1)農林畜産物の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 (2)治山施設対策及び応急措置に関すること。 (3)農業気象に関すること。 (4)食料品の調達に関すること。 (5)農林業生産及び経営の技術対策に関すること。 (6)家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 (7)農業水利の確保に関すること。 (8)被災農家に対する農林金融及び農業災害補償に関すること。 (9)部内の総括及び連絡調整に関すること。 (10)部内の職員の配備に関すること。
建設班	建設班	(1) 道路、橋りょう、河川その他土木施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 (2) 町営住宅等被災建築物の応急措置及び復旧対策に関すること。 (3) 交通不能箇所の調査、応急措置及び通行路線の決定に関すること。 (4) 障害物の除去及びがれき処理に関すること。 (5) 砂防等施設対策及び応急措置に関すること。 (6) 除雪対策に関すること。 (7) 水防対策に関すること。 (8) 応急危険度判定等の受入れ及び協力に関すること。 (9) 災害応急仮設住宅等の建設及びその他被災者の住宅対策に関すること。 (10) 土木建設関係車両及び土木建設資機材等の調達に関すること。 (11) 公共土木施設の応急対策に係る人員の要請、受入れ及び配置に関すること。 (12) 農地、農林業施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 (13) 部内の総括及び連絡調整に関すること。 (14) 部内の職員の配備に関すること。

部名	班名	事 務 分 掌
		(1) 水道施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。
		(2) 災害時における応急給水及び断水等の措置に関すること。
	給	(3) 水質の管理及び飲料水の確保に関すること。
	給水班	(4) 応急給水用資材及び人員の調達・確保に関すること。
上卡	- <u>1</u> 11	(5) その他水道対策に関すること。
上下水道部		(6) 部内の総括及び連絡調整に関すること。
部		(7) 部内の職員の配備に関すること。
	下	(1) 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する
	水道	こと。
	班	(2) 排水用資材及び人員の調達・確保に関すること。
		(3) 仮設トイレの設置に関すること。
		(1) 児童・生徒等の避難に関すること。
	教育総務班 社会教育	(2) 避難所の開設等教育施設の緊急利用に関すること。
		(3)食料の炊き出し及び配給に関すること。
		(4)教育施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。
		(5) 保育施設被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。
		(6)被災児童・生徒等の保健管理に関すること。
±4.		(7)被災児童・生徒等の臨時休校及び学用品の支給等応急教育に関すること。
教育部		(8) 教材・学用品等の調達及び支給に関すること。
部		(9)給食センター施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
		(10) 学校給食対策に関すること。
		(11) 部内の総括及び連絡調整に関すること。
		(12) 部内の職員の配備に関すること。
		(1) 社会教育施設等利用者の安全措置に関すること。
		(2) 社会教育施設等の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。
	育 班	(3) 文化財及び施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。
		(4) 避難所の開設等社会教育施設等の緊急利用に関すること。
		(1) 救急及び救助に関すること。
		(2) 火災その他災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。
消	消	(3) 行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること。
防部	防	(4) 危険物等の措置に関すること。
(1音)	班	(5)災害等の情報収集に関すること。
		(6) 避難誘導に関すること。 (7) ※実味における充活担制の協力に関すること。
		(7)災害時における交通規制の協力に関すること。
農学 1		(8)その他消防公安に関すること。

備考 事務分掌によるもののほか、各班において、関係機関との連絡調整及び本部長の命ずる応急対策 に関する事務を行うとともに、必要に応じて本部長の命により、他部又は他班の行う事務について 応援するものとする。

資料1-4 棚倉町職員配備編成計画

		災害対策	本部体制			¢nlv &±;	htt: 1	<i>#</i> 0
課名	係名	部名	班名	事前配備	警戒 配備	継続 警戒 配備	第1 非常 配備	第 2 非常 配備
住民課	消防環境係	総務部	総務班	2	2	3	全係員	
	住民係		住民班				1	
	医療年金係						1	
総務課	行政管理係		総務班		(1)	(1)	2	
	財政係		財務班				1	
出納室	出納係		総務班				1	
議会事務局	議会係		総務班				1	
地域創生課	企画調整係	情報調整部	情報調整班				1	
	歴史観光係						1	
税務課	課税徴収係	税務部	税務班				1	
	固定資産税係						1	
健康福祉課	福祉係	健康福祉部	福祉班				1	
	高齢者係					(1)	1	
	健康づくり係		保健医療班		(1)		1	全職員
産業振興課	商工係	産業部	商工班				2	
	農林係(農委含む)		農林班		(1)	(1)	3	
整備課	整備維持係	建設班	建設班	2	4	4	全係員	
	都市計画係					4	土休貝	
上下水道課	上水道係	上下水道部	給水班		(1)	(1)	1	
	下水道係		下水道班				1	
子ども教育課	教育総務係	教育部	教育総務班		(1)	(1)	1	
	学校教育係						1	
	子ども係						1	
生涯学習課	生涯学習係		社会教育班				1	
	文化センター係						1	
	体育振興係						1	
消防団		消防部	消防班		*		*	*

- ※備考 1 消防団の動員は、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の実態、 災害応急対策実施状況に応じて、本部長は消防団長に動員を命令することがある。
 - 2 消防団長より出動要請があったときに、消防団員である町職員については、非常配備 体制における配置人員以外は出動可能とする。ただし、班長の役職にある者について は消防団活動を優先する。
 - 3 警戒配備及び継続警戒配備の() 内の人員は、住民課長が町長、副町長及び教育長等と協議のうえ必要に応じて配備を指示するものであり、特に指示がない夜間及び休日の場合は自宅待機とする。
 - 4 継続警戒配備の人員は、警戒配備体制の人数が基本となる。この場合、各課室局長は自宅待機となるため、所属職員への連絡体制の確認など非常配備への移行に備えておく。

資料1-5 災害応援協定等

1 災害応援協定締結団体

締結年月日	団体名称	電話番号
昭和 43 年 8 月 17 日	浅川町	0247-36-4121
昭和 43 年 9 月 1 日	塙町	0247-43-2114
n,	鮫川村	0247-49-3111
平成9年12月25日	町内郵便局	0247-33-3201
平成 11 年 1 月 25 日	埼玉県川越市	0492-24-8811
平成 20 年 6 月 2 日	(社)東白川郡医師会	
平成 20 年 7 月 1 日	町内建設業者	
平成 21 年 7 月 17 日	棚倉町ガス組合	
平成 22 年 6 月 24 日	棚倉町水道工事事業者組合(応急復旧)	
平成 24 年 3 月 2 日	国土交通省東北地方整備局	
平成 24 年 4 月 26 日	東日本旅客鉄道㈱	
平成 25 年 7 月 1 日	ささつな自治体協議会	
平成 25 年 11 月 7 日	(公社)土地家屋調査士協会	
平成 26 年 5 月 2 日	白河青果(株)	0248-27-2600
平成 26 年 8 月 1 日	株式会社ルネサンス棚倉	0247-33-4111
平成 26 年 11 月 17 日	(株)伊藤園	024-963-1151
平成 27 年 9 月 1 日	東北電力㈱白河営業所(応急復旧拠点等)	0248-23-8107
平成 27 年 9 月 1 日	棚倉町水道工事事業者組合(給水体制)	
平成 29 年 9 月 21 日	茨城県常陸太田市	
平成 29 年 11 月 22 日	(株) 藤建技術設計センター	
平成 30 年 9 月 5 日	NPO法人コメリ災害対策センター	025-371-4185
平成 31 年 1 月 29 日	ヤフー株式会社	
令和元年9月1日	棚倉開発株式会社	33-3193
令和2年6月24日	日本郵便(株)(包括連携)	
令和3年1月20日	東北電力ネットワーク㈱白河電力センター	
	(リエゾン派遣等)	0248-23-8107

2 応援要請先と根拠法令等

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
	(1) 指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋要請	災害対策基本法第30条第1項
知 事	(2)他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋要請	災害対策基本法第30条第2項
자 기	(3) 応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条
	(4)職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
	(1) 応援の要求	災害対策基本法第67条
	(2)職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
他市町村長等	(3)災害応援に関する協定に基づく応援要請	消防組織法に基づく消防相互
他们們们及守	a 近隣の市町村間の消防相互応援協定	応援協定
	b 広域消防相互応援協定に基づくもの	
	c 消防広域相互応援協定に基づくもの	

資料1-6 公共的民間団体及び民間協力事業者等

1 建設業関係

業者名	代表者名	住所	電話番号
(株)神林建設棚倉営業所	所長 石井 博行	棚倉町大字棚倉字町裏 35-15	33-5941
(株)キコー棚倉営業所	所長 緑川 茂	棚倉町大字下山本字桃木田 15-2	33-7111
(株)田村組	代表取締役 小国 政文	棚倉町大字下山本字六角堂 6-1	33-5714
(株)藤田組	代表取締役 藤田 栄作	棚倉町大字棚倉字清戸作43-2	33-3244
光建設(株)	代表取締役 佐藤 正昭	棚倉町大字棚倉字観音向6	33-2439
藤田建設工業(株)	代表取締役社長 内藤 勇雄	棚倉町大字棚倉字南町 20	33-2281
水谷工業(株)棚倉営業所	所長 関根 正夫	棚倉町大字棚倉字南町 24-1	33-2308
緑川建材工業(株)	代表取締役 緑川 勝人	棚倉町大字漆草字仲折戸 67	33-6525
森本建設(株)	代表取締役 森本 栄	棚倉町大字関口字下志宝 1-3	33-4535

2 ガス関係

業者名	代表者名	住所	電話番号
東西しらかわ 農業協同組合棚倉支店	薄葉 功	棚倉町大字棚倉字町裏 21-1	33-3141
(有)近藤燃料	近藤 弘	棚倉町大字棚倉字古町 101-2	33-3405
東石通運(株)	佐藤 英雄	棚倉町大字棚倉字町裏 11-1	33-2172
(有)高田油店	高田昇	棚倉町大字棚倉字北町 156-1	33-3016
藤田燃料(株)	藤田卓	棚倉町大字下山本字神主免 29-1	33-2513
(有)大野商店	大野和男	棚倉町大字寺山字鶴生3	33-2504

3 棚倉町指定給水装置工事者

業者名	代表者名	業者の所在地	電話番号
(株)カンスイ棚倉支店	副社長兼棚倉支店長 鈴木達也	棚倉町大字棚倉字広畑186	33-3315
(株)コバヤシ	代表取締役 小林秀樹	棚倉町大字金沢内字山ノ神78-3	33-6661
松本電化設備(株)	代表取締役 松本良一	棚倉町大字花園字広沢30-7	33-4307
(株)金沢総合設備	代表取締役 金沢則行	棚倉町大字寺山字寺沢7	33-5126
(有)藤田水道工業	代表取締役 藤田富士夫	棚倉町大字関口字一本松111-1	33-2149
(有)大野商店	代表取締役 大野和男	棚倉町大字寺山字鶴生3	33-2504
白坂水道工業所	白坂知隆	棚倉町大字寺山字鶴生13	33-4561
(有)パルクリエイト	代表取締役 松本良一	棚倉町大字玉野字仲島108-1	33-6236
藤田建設工業(株)	代表取締役社長 内藤勇雄	棚倉町大字棚倉字南町20	33-2281
金澤風呂店	代表 金澤一知	棚倉町大字棚倉字古町82	33-2828
(株)藤田組	代表取締役 藤田栄作	棚倉町大字棚倉字清戸作43-2	33-3244
(株)田村組	代表取締役 小国政文	棚倉町大字下山本字六角6-1	33-5714
水谷工業(株) 棚倉営業所	所長 関根正夫	棚倉町大字棚倉字南町24-1	33-2308
森本建設(株)	代表取締役 森本栄	棚倉町大字関口字下志宝1-3	33-4535
緑川建材工業(株)	代表取締役 緑川勝人	棚倉町大字漆草字仲折戸67	35-2250
(株)神林建設棚倉営業所	所長 石井博行	棚倉町大字棚倉字町裏35-15	33-5941
フジ住設工業	代表 藤田周一	棚倉町大字棚倉字北町138	33-4018
(株)キコー棚倉営業所	所長 緑川茂	棚倉町大字下山本字桃木田15-2	33-7111

4 電気工事関係

業者名	代表者名	事業所所在地名	電話番号
東北電力(株)白河営業所	所長 齋藤雅彦	白河市中田 29-1	0248-23-8107
(有)吉田電気工業所	代表取締役 吉田 勝博	棚倉町大字棚倉字南町 5-27	33-2410
(有)富士電業社	代表取締役 渡辺 智夫	棚倉町大字棚倉字町裏 35-17	33-3414
渡邊電気工業所	渡邊 昭一	棚倉町大字棚倉字北町 32-2	33-4034
吉田電設	吉田 幸雄	棚倉町大字強梨字岡ノ内 122	35-2224
(有)酒井電設	代表取締役 酒井 國安	棚倉町大字逆川字向原 62-40	33-7061

5 廃棄物処理業者

業者名	代表者氏名	住所	電話番号
守丸興業(株)	代表取締役 国井守雄	浅川町大字浅川字月斉陣場 184	36-3518
(有)泉産業	代表取締役 近藤清	泉崎村大字泉崎字高屋 52	0248-53-2701
東白運送 (有)	代表取締役 南條隆明	塙町大字大町一丁目 23	43-0005
ナスクリーン(有)	代表取締役 小林厚文	塙町大字塙字桜木町 277-2	43-4333
ビルド商事(株)	代表取締役 梅宮吉男	西郷村大字米字連平 13-13	0248-25-2280
協業組合福島県 県南環境衛生センター	理事長 本多昌雄	塙町大字台宿字下稲沢 385- 19	43-2405
(有)平成クリーンサービス	代表取締役 夏川一英	棚倉町大字棚倉字古町 50-1	33-2935
(株)吉成運送店	代表取締役社長 吉成匡弘	塙町大字植田字前ノ内 73-3	43-3108
(株)橘工建	代表取締役 星健一	棚倉町大字関口字八幡沢 22-6	33-5593
グリーンリサイクル	代表取締役 櫻井晃一	宮城県黒川郡富谷町成田九丁 目 3-5	022-351-5904
(株)アオショー	代表取締役 石井義朗	塙町大字台宿字台宿 103-2	43-0382
(株)キコー	代表取締役 深谷明雄	白河市表郷下羽原字吉田 8-3	0248-21-5200
(株)メタルテックナマタメ	代表取締役 生田目勝則	塙町大字塙字大町 4-17	43-0179
(株)大都	藤田大門	棚倉町大字仁公儀字ソナ地 252-3	
(有)水野産業	代表取締役 佐藤正子	白河市表郷内松字四斗蒔 10	0248-32-4730

6 石油関係

業者名	代表者氏名	住所	電話番号
福島セントラルガス (株)	菅原 和成	大字花園広沢 30-9	57-5133
東石通運(株) プロパンガス販売所	佐藤 英雄	大字棚倉字町裏 11-1	33-2172
(有)高田油店	高田 昇	棚倉字北町 156-1	33-3016
藤田燃料 (株)	藤田卓	大字下山本字神主免 29-1	33-2513
東西しらかわ 農業協同組合中央給油所	薄葉 功	大字棚倉字崖ノ上 43-1	33-3969
(有) 近藤燃料	近藤 弘	大字棚倉字古町 101-2	33-3405
(有) 大野商店	大野 和男	大字寺山字鶴生3	33-2504

[2 災害危険箇所等]

土砂災害危険箇所

地形図で土砂災害のおそれがあると想定した箇所

資料2-1 土石流危険渓流箇所

No.	渓 流 名	渓流所在地	No.	渓 流 名	渓流所在地
1	八脇沢	八槻字豊作	36	鍋沢	岡田字鍋沢
2	長沢	八槻字豊作	37	鍋沢2号	岡田字鍋沢
3	長沢左支	八槻字柳町	38	山田沢	山田字杉ノ入
4	柳町沢	八槻字柳町	39	山田沢2号	山田字杉ノ入
5	大宮沢	八槻字大宮	40	殿沢(-1 [~] 5)	山田字市渡度
6	イノシシ沢	八槻字大宮	41	津島河原沢	八槻字津島河原
7	堂ヶ沢	寺山字堂ヶ沢	42	米山下沢右支	八槻字米山下
8	小花沢	下山本字蛭内	43	米山下沢左支	八槻字米山下
9	高渡沢2号	八槻字高渡	44	米山下沢2号	八槻字米山下
10	平塩沢	北山本字平塩	45	竹田沢	八槻字竹田
11	小山田沢中流	中山本字小山田	46	竹田沢 2 号	八槻字竹田
12	大内平沢(-1~3)	中山本字石田	47	オハカノ沢	八槻字豊作
13	入沢	流字豊都	48	たら久保沢	下山本字たら久保
14	ユキトケ沢	流字豊都	49	糸沢	八槻字高渡
15	中豊沢2号	流字中豊	50	高渡沢3号	八槻字高渡
16	塩沢	上手沢字塩沢	51	小山田沢	中山本字小山田
17	仙石沢(-12)	山際字仙石	52	小山田沢2号	中山本字小山田
18	砥沢	山際字仙石	53	小山田沢上流	中山本字小山田
19	井戸入沢	山際字屋敷前	54	山口沢	中山本字山口
20	さわ沢	山際字屋敷前	55	中豊沢	流字中豊
21	堂の沢	福岡字岩井戸	56	中河内沢	上手沢字中河内
22	入の沢	福岡字岩井戸	57	山際沢	山際字山際
23	岡ノ内沢右支	強梨字岡ノ内	58	川前沢	戸中字川前
24	蟹内沢	強梨字蟹内	59	大岩平沢	大梅大岩平
25	仲折戸沢	漆草字仲折戸	60	才竜地沢	富岡字才竜地
26	戸中沢	戸中字川前	61	小爪沢	小爪字小爪
27	背戸の沢	戸中字川前	62	大谷地沢	関口字大谷地
28	空沢	大梅字大岩平	63	切通沢	岡田字切通
29	大梅沢	大梅字大岩平	64	切通沢 3 号	岡田字切通
30	ボンケラノ沢	大梅字大岩平	65	川原田沢	仁公儀字川原田
31	凡切沢	大梅字大岩平	66	後河内沢	上手沢字後河内
32	日向前沢	棚倉字日向前	67	反田沢	中山本字松場
33	十上沢	祝部内字権現下	68	高松沢	強梨字鍋割
34	清水下沢	祝部内字清水下	69	高内沢	戸中字高内
35	庄司の草沢(-12)	流字上豊	70	切通沢2号	岡田字入山

資料2-2 地すべり危険箇所

1 福島県砂防課

No.	箇所名	所在地	法指定年月日	面積(ha)
1	大 梅	大梅字大岩平	昭和 39 年 2 月 21 日	10. 20
1	大 梅	大梅字大岩平	平成4年4月9日	2. 77
2	福岡	福岡字中平	昭和39年1月8日	53. 60
3	富 岡	富岡字寺ノ前	昭和60年3月27日	33. 30
4	強梨	強梨字坊ノ内	指 定 外	21. 70
5	近 津	中山本字小山田	指 定 外	43. 70
6	下手沢	下手沢字塩地内	指 定 外	8. 10
7	堀 川	棚倉字堀川	指 定 外	-
8	平 塩	北山本字平塩	指 定 外	-

2 福島県森林保全課

No.	危険地区番号	地区名	所在地	危険度	面積(ha)
1	481-001	堀川	棚倉字堀川	В	18. 50
2	481-002	葉草平	中山本字葉草平	С	19. 10
3	481-003	中ノ内	中山本字葉草平	С	1. 91
4	481-004	下 平	福岡字下平	A	25. 75

資料2-3 急傾斜地崩壊危険箇所

No.	箇 所 名	所 在 地	No.	箇 所 名	所 在 地
1	長峰	上台字長峰	26	川前	戸中川前
2	段河内	大梅字段河内	27	才竜地	富岡字才竜地
3	入沢	岡田字入沢	28	田中前	富岡字田中前
4	中平	上手沢字地割	29	富岡	富岡寺/前
5	檜沢	北山本字檜沢	30	山口	中山本山口
6	岡/内	強梨字岡/内	31	小鯨	中山本字小鯨
7	俵内	強梨字俵内	32	小山田	中山本字小山田
8	古塙	下山本字古塙	33	薬師堂	中山本字薬師堂
9	八幡沢	関口八幡沢	34	中豊1号	流豊都
10	下町	棚倉下町	35	中豊2号	流豊都
11	風呂ヶ沢 2 号-1	棚倉字風呂ヶ沢	36	豊都	流豊都
12	風呂ヶ沢 2 号-2	棚倉字風呂ヶ沢	37	川原田	仁公儀字川原田
13	風呂ヶ沢 2 号-3	棚倉字風呂ヶ沢	38	反田1号	仁公儀字反田
14	風呂ヶ沢 2 号-4	棚倉字風呂ヶ沢	39	反田2号	仁公儀字反田
15	風呂ヶ沢2号-5	棚倉字風呂ヶ沢	40	反田3号	仁公儀字反田
16	風呂ヶ沢2号-6	棚倉字風呂ヶ沢	41	沢目	花園字沢目
17	風呂ヶ沢2号-7	棚倉字風呂ヶ沢	42	権現下-1	祝部内権現下
18	風呂ヶ沢 2 号-8	棚倉字風呂ヶ沢	43	権現下-2	祝部内権現下
19	風呂ヶ沢 2 号-9	棚倉字風呂ヶ沢	44	権現下-3	祝部内権現下
20	宮前	寺山字守崎	45	豊作	八槻字豊作
21	豊岡	寺山字豊岡	46	屋敷前	山際字屋敷前
22	高内1号	戸中字高内	47	仙石	山際仙石
23	高内2号	戸中字高内	48	風呂ヶ沢1号	棚倉字風呂ヶ沢
24	川前1号	戸中字川前	49	南町	棚倉字南町
25	川前2号	戸中字川前			

資料2-4 砂防指定地

指定地番 号	水系名	河川名	区域	告示年月日	延長(m) 面積(ha)	種 別
			大梅、矢近、上手沢、 八槻外	明治 37. 4. 1 内務省告示 第 23 号	264. 25	行為禁止制限地
			入大梅	昭和 26. 10. 13 建設省告示第 928 号	3. 00	設 備 地
801	久慈川	久慈川	大梅字久慈川、 大梅平	昭和 31. 2. 11 建設省告示第 263 号	5, 590 27. 95	設 備 地
			福岡、上手沢、山際	昭和 39. 12. 19 建設省告示第 3405 号	55. 23	設 備 地
			大梅字大岩平、 段河内五ヶ市	昭和 40. 6. 17 建設省告示第 1541 号	11. 705	設 備 地
802	久慈川 左 支	白子川	大梅字段河内、 強梨字高松平、蟹内	昭和 23. 4. 15 総理庁告示第 61 号	3. 80	設 備 地
	久慈川	大草川	流地内	明治 37. 4. 1 内務省告示第 23 号	51. 388	行為禁止 制 限 地
	左 支	支	棚倉字堀川、山田	昭和 16. 5. 31 内務省告示第 360 号	12. 50	設 備 地
	久慈川	大草川	棚倉字堀川、山田	昭和 51. 4. 27 建設省告示第 797 号	4, 865 41. 54	設 備 地
804	久慈川	1 /1/ 100 111	関口字小堀川 35 標識 4 号から左右 20m	昭和 39. 5. 21 建設省告示第 1352 号	100 0. 43	設 備 地
804	左小支		関口字小堀川 35、80 標識 1. 2. 3. 4 号	昭和 39. 5. 21 建設省告示第 1353 号	300 1. 29	行為禁止 制 限 地
805	久慈川 左小支	仏 沢	棚倉字堀川	昭和 40. 6. 17 建設省告示第 1541 号	480 0. 744	設 備 地
806	久慈川 左小支	入道沢	棚倉字堀川	昭和 37. 11. 13 建設省告示第 2828 号	246 0. 811	設 備 地
807	久慈川 左小支	地獄沢	棚倉字堀川	昭和 37. 11. 13 建設省告示第 2828 号	905 3. 167	設 備 地
000	久慈川	近津川	北山本	昭和 25. 8. 11 建設省告示第 984 号		設 備 地
808	右 支	业 年川	北山本	昭和 27. 8. 6 建設省告示第 1100 号	3. 00	設 備 地
809	久慈川 右 支	宮川	北山本	昭和 26. 10. 13 建設省告示第 928 号	2.80	設 備 地
825	久慈川 左小支	関口沢	仁公儀	昭和 41. 8. 27 建設省告示第 2988 号	436 1. 957	設 備 地
830	久慈川 右 支	大竹川	瀬ヶ野、小爪	昭和 42. 3. 31 建設省告示第 980 号	3, 000 12. 00	設 備 地

指定地番 号	水系名	河川名	区域	告示年月日	延長(m) 面積(ha)	種 別
834	久慈川 右小支	滑川	下手沢、下山本	昭和 42. 11. 30 建設省告示第 3930 号	2, 200 9. 90	
834	久慈川 右小支	滑川	上手沢	昭和 46. 5. 13 建設省告示第 850 号	2, 000 14. 60	
835	久慈川 右小支	才勝川	富岡	昭和 42. 11. 30 建設省告示第 3930 号	700 3. 08	
837	久慈川 右 支	長 沢	八槻	昭和 42. 11. 30 建設省告示第 3930 号	800 3. 44	
837	久慈川 左 支	長 沢	八槻	昭和 45. 9. 4 建設省告示第 1355 号	1, 630 6. 91	
0.49	久慈川 左小支	根子屋川	北町、古町、鷹匠町 小山下、関口	昭和 44. 3. 19 建設省告示第 616 号	430 2.83	
843	久慈川		小山下、関口、北町、 清戸作、花園	平成 1. 11. 1 建設省告示第 1840 号	1, 296. 8 5. 48	
845	久慈川	伊香沢	強梨	昭和 55. 4. 21 建設省告示第 901 号	734 1. 95	
846	久慈川 左小支	長坂沢川	強梨	昭和 46. 5. 13 建設省告示第 850 号	550 2. 72	
847	久慈川 右小支	大内平沢	北山本	昭和 46. 5. 13 建設省告示第 850 号	880 2. 37	
851	久慈川 右小支	糸 沢	八槻	昭和 47. 8. 21 建設省告示第 1491 号	550 1.87	
852	久慈川 右小支	平塩沢	北山本	昭和 47. 8. 21 建設省告示第 1491 号	600 2. 64	
857	久慈川	穴ヶ沢	下山本	昭和 53. 3. 7 建設省告示第 273 号	1. 526 4. 80	
864	久慈川	月山川	小爪	昭和 56. 1. 14 建設省告示第 23 号	1, 620 7. 16	
867	久慈川	殿沢	山田	昭和 59. 12. 3 建設省告示第 1604 号	307 1. 30	
000	h 35 111		大梅	昭和 59. 12. 3 建設省告示第 1604 号	216 0. 61	
868	久慈川		大梅	昭和 63. 1. 27 建設省告示第 131 号	335 0. 52	
860	久慈川	空沢	大梅	昭和 59. 12. 3 建設省告示 1604 号	133 0. 41	
869	久 悉 川	王 八	大梅	昭和 63. 1. 27 建設省告示第 131 号	270 0. 47	

指定地番 号	水系名	河川名	区域	告示年月日	延長(m) 面積(ha)	種 別
0.51	h	川 背戸の沢	戸中	昭和 60. 9. 18 建設省告示第 1252 号	200 0. 54	
871	久慈川		戸中	昭和 63. 12. 12 建設省告示第 2373 号	130 0. 16	
872	久慈川	蟹内沢	強梨	昭和 62. 1. 26 建設省告示第 105 号	170 0. 38	
070	h →+:	1.44.30	大梅	昭和 63. 1. 27 建設省告示第 131 号	139 0. 44	
873	久慈川	大梅沢	大梅	平成 3. 1. 22 建設省告示第 87 号	350 0. 59	
874	久慈川	入ノ沢	福岡	昭和 63. 1. 27 建設省告示第 131 号	300 1. 49	
875 久慈川		鍋沢及び 同 右 支	岡田	昭和 63. 1. 27 建設省告示第 131 号	115 0. 55	
	久慈川	第2鍋沢	岡田	平成 3. 1. 22 建設省告示第 87 号	160 0. 65	
		鍋沢	岡田	平成 10. 7. 16 建設省告示第 1470 号	720 1. 75	
876	久慈川	日向前沢 同 左 支	日向前、才勝沢	昭和 63. 12. 12 建設省告示第 2372 号	308 1. 18	
877	久慈川	小山田沢 同 右 支	中山本	昭和 63. 12. 12 建設省告示第 2372 号	214 0. 78	
011	久恕川		北山本、中山本	平成 5. 11. 4 建設省告示第 2102 号	340 0. 74	
878	久慈川	十上沢	祝部内	平成 1. 7. 19 建設省告示第 1315 号	237 0. 93	
010	久恕川	1 1 10	祝部内、小爪	平成 5. 3. 2 建設省告示第 497 号	290. 5 0. 87	
0.75	h 26 111		福岡	平成 1. 11. 1 建設省告示 1840 号	348 1. 28	
879	久慈川	堂ノ沢 及び左支 入りの沢	福岡	平成 4. 3. 17 建設省告示第 667 号	750 1. 79	
881	久慈川	山際沢	強梨、山際	平成 3. 1. 22 建設省告示第 87 号	228 0. 69	
882	久慈川	庄司の草 沢及び同 左支		平成 4. 3. 16 建設省告示第 653 号	666. 8 4. 96	
883	久慈川	さわ沢	山際	平成 5. 3. 2 建設省告示第 497 号	160 0. 64	

指定地番 号	水系名	河川名	区域	告示年月日	延長(m) 面積(ha)	種 別
887	久慈川	戸中沢	戸中	平成 8. 2. 5 建設省告示第 157 号	340 1.42	
888	久慈川	仙石沢	山際	平成 8. 4. 9 建設省告示第 1185 号	360 4. 01	
889	久慈川	井戸作沢	関口	平成 8. 4. 9 建設省告示第 1185 号	330 3. 13	
890	久慈川	井戸作沢	関口	平成 14. 8. 27 国土交通省告示 753 号	400 0.80	
891	久慈川	イノシシ 沢	八槻	平成 14. 5. 8 国土交通省告示 361 号	460 3. 49	
892	久慈川	長沢左支	八槻	平成 14. 5. 8 国土交通省告示 361 号	420 5. 50	
893	久慈川	大宮沢	八槻	平成 16. 12. 9 国土交通省告示 1523 号	360 4. 38	
894	久慈川	柳町沢	八槻	平成 16. 12. 9 国土交通省告示 1523 号	660 5. 50	
895	久慈川	八脇沢	八槻	平成 16. 12. 9 国土交通省告示 1523 号	460 10. 44	
896	久慈川	ボンケラ ノ沢	大梅	平成 24. 3. 1 国土交通省告示 210 号	500 6. 21	
897	久慈川	仲折戸沢	漆草	令和元. 9. 2 国土交通省告示 494 号	330 1.04	

資料2-5 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

1 池下 堤字池下 B 1.00 2 羽黒東 B 1.00 3 東山 流字東山 A 7.00 4 豊山 流字豊山 A 10.00 5 長畑 寺山字長畑 C 1.00 6 守崎 寺山字守崎 B 1.00 7 八ツ脇 八槻字八ツ脇 A 11.00 8 八ヶ脇 八槻字八ツ脇 A 11.00 9 日向前 州倉字日向前 A 24.00 10 一本木 八槻字十本木 C 1.00 10 一本木 八槻字一本木 C 1.00 11 才竜地 富岡宇才竜地 B 1.00 12 権鬼 小ボ宇山下一本木 C 3.00 13 山下 小ボ宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北宇北	No.	箇所名	所在地	危険度	面積(ha)
3 東山 流字東山 A 7.00 4 豊山 流字豊山 A 10.00 5 長畑 寺山字長畑 C 1.00 6 守崎 寺山字守崎 B 1.00 7 八ツ脇 八槻字八ツ脇 A 11.00 8 八ヶ脇 八槻字八ツ脇 A 10.00 9 日向前 棚倉字日向前 A 24.00 10 一本木 八槻字一本木 C 1.00 11 才竜地 富岡宇才竜地 B 1.00 12 権現 小爪字山下 B 6.00 12 権理 小爪字山下 C 3.00 14 田向 下手沢宇田向 B 7.00 15 酉平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂子沢I 棚倉字風呂子沢 C 5.00 17 風呂子沢II 棚倉字風呂子沢 C 8.00 18 松沢 棚倉字風呂子沢 C 8.00 19 俵内 強烈字後内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿 A 1.00 <t< td=""><td>1</td><td>池下</td><td>堤字池下</td><td>В</td><td>1. 00</td></t<>	1	池下	堤字池下	В	1. 00
4 豊山 流字豊山 A 10,00 5 長畑 寺山宇長畑 C 1,00 6 守崎 寺山宇守崎 B 1,00 7 八ツ脇 八槻字八ツ脇 A 11,00 8 八ヶ脇 八槻字八ツ脇 A 10,00 9 日向前 棚倉宇日向前 A 24,00 10 一本木 八槻字一本木 C 1,00 11 才竜地 富岡宇才竜地 B 1,00 12 権現 小爪字山下 B 6,00 13 山下 小爪字山下 C 3,00 14 田向 下手沢宇田向 B 7,00 15 四平 漆草字西平 C 9,00 16 風呂子沢I 棚倉宇風呂ヶ沢 C 5,00 17 風呂子沢II 棚倉宇風呂ヶ沢 C 5,00 18 松沢 棚倉宇風上ヶ沢 C 8,00 19 俵内 強梨学・俵内 C 1,00 18 松沢 棚倉宇風子上ヶ崎 C 1,00 20 八崎沢 関口字八崎沢 C 1,00 21 家の前 小菅生宇柿ノ木 A 1,00 22 川原田 仁公儀宇川原田 C 3,00 23 上豊 <td< td=""><td>2</td><td>羽黒東</td><td>堤字羽黒東</td><td>В</td><td>1. 00</td></td<>	2	羽黒東	堤字羽黒東	В	1. 00
5 長畑 寺山字長畑 C 1.00 6 守崎 寺山字守崎 B 1.00 7 八ツ脇 八槻字八ツ脇 A 11.00 8 八ッ島 八槻字八ツ脇 A 10.00 9 日向前 棚倉宇日向前 A 24.00 10 一本木 八槻字一本木 C 1.00 11 才竜地 富岡宇才竜地 B 1.00 12 権現 小爪字山下 C 3.00 13 山下 小爪字山下 C 3.00 14 田向 下手沢宇田向 B 7.00 15 西平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂ヶ沢I 棚倉宇風呂ヶ沢 C 5.00 16 風呂ヶ沢II 棚倉宇風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢II 棚倉宇風呂ヶ沢 C 8.00 18 松沢 棚倉宇風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強烈字後内 C 1.00 20 八幡沢 関ロ字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生子崎沢 C 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 市山字北京上豊 B 2.00 24 猪鼻	3	東山	流字東山	A	7. 00
6 守崎 寺山字守崎 B 1.00 7 八ツ脇 八槻字八ツ脇 A 11.00 8 八ッ脇 八槻字八ツ脇 A 10.00 9 日向前 棚倉字目向前 A 24.00 10 一本木 八槻字一本木 C 1.00 11 才竜地 富岡字才竜地 B 1.00 12 権現 小爪字山下 B 6.00 13 山下 小爪字山下 C 3.00 14 田向 下手沢字田向 B 7.00 15 西平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強梨字子族内 C 1.00 10 人崎沢 関口字八崎沢 C 1.00 10 東京の前 小菅生神ノ木 A 1.00 21 家の前 小菅生神ノ木 A </td <td>4</td> <td>豊山</td> <td>流字豊山</td> <td>A</td> <td>10. 00</td>	4	豊山	流字豊山	A	10. 00
7 八ツ脇 八槻字八ツ脇 A 11.00 8 八ッ脇 八槻字八ツ脇 A 10.00 9 日向前 棚倉字目向前 A 24.00 10 一本木 八槻字一本木 C 1.00 11 才竜地 富岡子才竜地 B 1.00 12 権現 小爪字山下 B 6.00 13 山下 小爪字山下 C 3.00 14 田向 下手沢字田向 B 7.00 15 西平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 B 3.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強内・開倉・風呂ヶ沢 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字上豊 B 2.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田宇落鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山宇坊ノ内 B 1.00 26 極沢	5	長畑	寺山字長畑	С	1. 00
8 八ッ脇 八槻字八ツ脇 A 10.00 9 日向前 棚倉字日向前 A 24.00 10 一本木 八槻字一本木 C 1.00 11 才竜地 富岡字才竜地 B 1.00 12 権現 小爪字山下 B 6.00 13 山下 小爪字山下 C 3.00 14 田向 下手沢宇田向 B 7.00 15 西平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強梁字長内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小首生字柿/木 A 1.00 21 家の前 小首生字柿/木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田宇・新子・東京	6	守崎	寺山字守崎	В	1. 00
9 日向前 棚倉字日向前 A 24.00 10 一本本本 八槻字一本本 C 1.00 11 才竜地 富岡字才竜地 B 1.00 12 権現 小爪字山下 B 6.00 13 山下 小爪字山下 C 3.00 14 田向 下手沢字田向 B 7.00 15 西平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂ヶ沢 I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢 I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強泉字張内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田宇猪鼻 B 2.00 24 猪鼻 岡田宇猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字插塚 B 2.00 27 古塙 下山本宇古 C 7.00 28 塩沢 <td>7</td> <td>八ツ脇</td> <td>八槻字八ツ脇</td> <td>A</td> <td>11. 00</td>	7	八ツ脇	八槻字八ツ脇	A	11. 00
10	8	八ツ脇	八槻字八ツ脇	A	10. 00
11 才竜地 富岡宇才竜地 B 1.00 12 権現 小爪字山下 B 6.00 13 山下 小爪字山下 C 3.00 14 田向 下手沢字田向 B 7.00 15 西平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢II 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強梨字俵内 C 1.00 19 俵内 強梨字俵内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 回田宇猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山宇ガノ内 B 1.00 26 極沢 中山本字極沢 B 2.00	9	日向前	棚倉字日向前	A	24. 00
12 権現 小爪字山下 B 6.00 13 山下 小爪字山下 C 3.00 14 田向 下手沢字田向 B 7.00 15 西平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂ヶ沢 I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢 II 棚倉字風呂ヶ沢 B 3.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強梨字俵内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿/木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田宇猪鼻 B 2.00 24 猪鼻 岡田宇猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字插介 B 1.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ヶ市 C	10	一本木	八槻字一本木	С	1. 00
13 山下 小爪字山下 C 3.00 14 田向 下手沢字田向 B 7.00 15 西平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢II 棚倉字風呂ヶ沢 B 3.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強梨字俵内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田宇猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ヶ沢 B 1.00 27 古壩 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ヶ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B </td <td>11</td> <td>才竜地</td> <td>富岡字才竜地</td> <td>В</td> <td>1. 00</td>	11	才竜地	富岡字才竜地	В	1. 00
14 田向 下手沢字田向 B 7.00 15 西平 漆草字西平 C 9.00 16 風呂ヶ沢 I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢 II 棚倉字風呂ヶ沢 B 3.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強梨字俵内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田字猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 極沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	12	権現	小爪字山下	В	6. 00
15 西平	13	山下	小爪字山下	С	3. 00
16 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 C 5.00 17 風呂ヶ沢I 棚倉字風呂ヶ沢 B 3.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強梨字俵内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田宇猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	14	田向	下手沢字田向	В	7. 00
17 風呂ヶ沢II 棚倉字風呂ヶ沢 B 3.00 18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強梨字俵内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田字猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	15	西平	漆草字西平	С	9. 00
18 松沢 棚倉字風呂ヶ沢 C 8.00 19 俵内 強梨字俵内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田字猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字植ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野子入日向 B 4.00	16	風呂ヶ沢 I	棚倉字風呂ヶ沢	С	5. 00
19 俵内 強梨字俵内 C 1.00 20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田字猪鼻 B 2.00 25 防ノ內 寺山字坊ノ內 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	17	風呂ヶ沢Ⅱ	棚倉字風呂ヶ沢	В	3. 00
20 八幡沢 関口字八幡沢 C 1.00 21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田字猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡宇才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田宇入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	18	松沢	棚倉字風呂ヶ沢	С	8. 00
21 家の前 小菅生字柿ノ木 A 1.00 22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田字猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡宇才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	19	俵内	強梨字俵内	С	1. 00
22 川原田 仁公儀字川原田 C 3.00 23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田字猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	20	八幡沢	関口字八幡沢	С	1. 00
23 上豊 流字上豊 B 2.00 24 猪鼻 岡田字猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	21	家の前	小菅生字柿ノ木	A	1. 00
24 猪鼻 岡田字猪鼻 B 2.00 25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡宇才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田宇入沢 B 1.00 33 入目向 瀬ヶ野字入目向 B 4.00	22	川原田	仁公儀字川原田	С	3. 00
25 防ノ内 寺山字坊ノ内 B 1.00 26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	23	上豊	流字上豊	В	2. 00
26 樋沢 中山本字樋ケ沢 B 2.00 27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	24	猪鼻	岡田字猪鼻	В	2. 00
27 古塙 下山本字古塙 A 3.00 28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	25	防ノ内	寺山字坊ノ内	В	1. 00
28 塩沢 上手沢字塩沢 B 1.00 29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	26	樋沢	中山本字樋ケ沢	В	2. 00
29 五ヶ市 大梅字五ケ市 C 7.00 30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	27	古塙	下山本字古塙	A	3. 00
30 才竜地 富岡字才竜地 B 2.00 31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	28	塩沢	上手沢字塩沢	В	1. 00
31 反田 仁公儀字反田 B 1.00 32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	29	五ヶ市	大梅字五ケ市	С	7. 00
32 入沢 岡田字入沢 B 1.00 33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	30	才竜地	富岡字才竜地	В	2. 00
33 入日向 瀬ヶ野字入日向 B 4.00	31	反田	仁公儀字反田	В	1. 00
	32	入沢	岡田字入沢	В	1. 00
34 清水内Ⅱ(胡麻沢) 祝部内字清水内 B 1.00	33	入日向	瀬ヶ野字入日向	В	4. 00
	34	清水内Ⅱ(胡麻沢)	祝部内字清水内	В	1. 00

2 崩壊土砂流出危険地区

	朋场工沙川山	山心灰地区							
			危	面積				危	面積
No.	箇所名	所在地	険	画傾 (ha)	No.	箇所名	所在地	険	血傾 (ha)
			度	(IIa)				度	(IIa)
1	清水	玉野字清水	В	0.18	49	胡麻沢	祝部内字胡麻沢	С	0.06
2	切通	岡田字切通	С	1.80	50	才竜地	富岡字才竜地	С	0.03
3	岡田	岡田字岡田	С	1.08	51	鍋割	強梨字鍋割	С	0.12
4	地獄沢	流字大日向	С	3.78	52	小山田	中山本字小山田	С	0.63
5	東山	流字東山	С	1.26	53	清水内	祝部内字清水内	Α	0.60
6	豊山	流字豊山	В	0.36	54	小鯨	中山本字小鯨	С	0.50
7	久沢	寺山字久沢	С	2.64	55	西平	漆草字西平	С	0.44
8	堂ヶ沢	寺山字堂ヶ沢	С	0.27	56	仲折戸	漆草字仲折戸	С	0.57
9	豊作	八槻字豊作	С	0.18	57	俵内(Ⅱ)	強梨字俵内	С	0.09
10	八ツ脇	八槻字八ツ脇	В	0.36	58	岩ヶ沢	上手沢字岩ヶ沢	С	0.23
11	下場橋	八槻字下馬橋	С	1.44	59	田中前	富岡字田中前	С	1. 47
12	高渡	八槻字高渡	В	1.80	60	山下Ⅱ	小爪字山下	С	0.72
13	一本木	八槻字一本木	С	0.60	61	山下I	小爪字山下	Α	1.68
14	猪師子沢	八槻字猪師子沢	В	1.20	62	柳平Ⅱ	小爪字柳平	С	3. 96
15	矢近	棚倉字才勝沢	С	0.75	63	柳平I	小爪字柳平	С	5. 04
16	才勝沢	棚倉字才勝沢	С	0.27	64	才勝沢Ⅱ	棚倉字才勝沢	С	0.90
17	権現下	祝部内字権現下	С	0.60	65	才勝沢I	棚倉字才勝沢	С	0.54
18	清水内	祝部内字清水内	С	0.60	66	才竜地Ⅱ	富岡字才竜地	С	0. 24
19	鋸ヶ沢	棚倉字欠ノ上	С	1.89	67	才竜地 I	富岡字才竜地	С	0. 24
20	岩井戸	山際字岩井戸	С	1.26	68	大平	八槻字大平	С	2.70
21	岩井戸1	山際字岩井戸	С	1.80	69	ザラメキ	北山本字ザラメキ	С	0.90
22	松草平	大梅字松草平	С	0.84	70	桧沢田Ⅱ	北山本字後沢	С	0.72
23	仲平(1)	大梅字仲平	С	1.20	71	桧沢田 I	北山本字後沢	В	1. 26
24	仲平 (2)	大梅字仲平	С	0.18	72	塩沢	上手沢字塩沢	С	0.90
25	白毛角	大梅字白毛角	С	0.84	73	小浜沢	下山本字小浜沢	С	0.54
26	大岩平 I	大梅字大岩平	С	0.60	74	上ノ越	塚原字上ノ越	С	0.90
27	大岩平	大梅字大岩平	В	0.27	75	下平	福岡字下平	С	0.54
28	大岩平Ⅱ	大梅字大岩平	В	0.09	76	岩井戸	福岡字岩井戸	С	1. 47
29	川前1	戸中字川前	С	0.18	77	白毛角	大梅字久慈川	С	1. 47
30	川前2	戸中字川前	В	0.60	78	東平	漆草字東平	С	0.54
31	根来	下手沢字根来	С	0.30	79	漆草	漆草字西平	В	0.72
32	寺木	下手沢字寺木	В	1. 35	80	西平	漆草字西平	В	0.90
33	扱久保	中山本字极久保	С	0.84	81	俵内	強梨字俵内	С	0.72
34	中八内	中山本字中八内	В	4. 20	82	高松平	強梨字高松平	С	0.90
35	小山田	中山本字背戸山	С	0.36	83	二ツ川	岡田字二ツ川	С	1. 26
36	山口	中山本字上平	С	0.84	84	大谷地	関口字大谷地	Α	0.45
37	松場	中山本字松場	С	0.72	85	川前	戸中字川前	С	0.36
38	西ノ入	中山本字西ノ入	С	0.36	86	豊山	流字豊山	В	0. 12
39	平塩	北山本字岩ヶ沢	В	0.60	87	胡麻沢	祝部内字胡麻沢	Α	0.45
40	居伝金	北山本字居伝金	С	0.18	88	権現下	祝部内字権現下	В	0. 12
41	小太郎	北山本字居伝金	С	0. 27	89	豊山3	流字豊山	A	1. 20
42	大内沢	中山本字大内	С	2. 31	90	豊山4	流字豊山	A	1.80
43	高松平	強梨字高松平	С	1.05	91	清水内3	祝部内字清水内	A	1. 20
44	蟹内1	強梨字蟹内	С	2. 34	92	七曲	中山本字七曲	A	3.00
45	蟹内2	強梨字蟹内	С	0.45	93	八ツ脇	八槻字八ツ脇	С	0. 12
46	坊ノ沢	強梨字岡ノ内	С	3. 78	94	大内	中山本字大内	В	1. 39
47	大石	山際字屋敷前	С	0.36	95	石田	中山本字石田	В	0.51
48	仏石	山際字仙石	В	0.36		•	•		
		•			-				

資料2-6 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域

土砂災害危険箇所のうち、土砂災害のおそれがある箇所を土砂災害防止法に基づき区域指定した 箇所

1 土砂災害警戒区域の指定状況

急傾斜地の崩壊		土石流		地す	べり	合 計		
警戒	うち	警戒	うち	警戒	うち	警戒	うち	
区域	特別	区域	特別	区域	特別	区域	特別	
49	46	74	50	6	0	129	96	

2 土砂災害 (特別) 警戒区域

住所	区域名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
漆草字仲折戸	仲折戸沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第62号	平成 21 年 1月 30 日
上台字長峰	長峰	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
大梅字段河内	段河内	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
大梅字大岩平	ボンケラノ沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第62号	平成 21 年 1月 30 日
大梅字大岩平	空沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
大梅字大岩平	大岩平沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
大梅字大岩平	大梅	地すべり	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
大梅字大岩平	大梅沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
大梅字大岩平	凡切沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
岡田字切通	切通沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和元年 9月27日
岡田字切通	切通沢 3 号	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和元年 9月27日
岡田字入沢	入沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
岡田字鍋沢	鍋沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
岡田字鍋沢	鍋沢2号	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第62号	平成 21 年 1 月 30 日
上手沢字塩沢	塩沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
上手沢字後河内	後河内沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和元年 9月27日
上手沢字地割	中平	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日

住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
上手沢字中河内	中河内沢	現象の種類 土石流	警戒区域/	福島県告示	令和元年
北山本字檜沢		急傾斜地の崩壊	特別警戒区域 警戒区域/	第 290 号 福島県告示	9月27日 令和元年
北川平于恒扒	1百 0人	心関料地の朋友	特別警戒区域	第 290 号 福島県告示	9月27日 平成21年
北山本字平塩	平塩沢	土石流	警戒区域	第 62 号	1月30日
小爪字小爪	小爪沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
強梨字岡ノ内	岡/内沢右支	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
強梨字蟹内	蟹内沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
強梨字岡ノ内	岡/内	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
強梨字俵内	俵内	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
強梨字坊ノ内	強梨	地すべり	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
下手沢字塩地内	下手沢	地すべり	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
下山本字古塙	古塙	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3月5日
下山本字蛭内	小花沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 317 号	平成 21 年 5 月 1 日
関口字大谷地	大谷地沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
関口字八幡沢	八幡沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
棚倉字下町	下町	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
棚倉字風呂ヶ沢	風呂ヶ沢1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
棚倉字南町	南町	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
棚倉字日向前	日向前沢	土石流	警戒区域	福島県告示第35号	平成 23 年 1 月 25 日
棚倉字風呂ケ沢	風呂ヶ沢2号-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
棚倉字風呂ケ沢	風呂ヶ沢 2 号-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
棚倉字風呂ケ沢	風呂ヶ沢2号-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
棚倉字風呂ケ沢	風呂ヶ沢2号−4	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
棚倉字風呂ケ沢	風呂ヶ沢2号-5	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
棚倉字風呂ケ沢	風呂ヶ沢2号-6	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日

住所	区域名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
棚倉字風呂ケ沢	風呂ヶ沢 2 号-7	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
棚倉字風呂ケ沢	風呂ヶ沢 2 号-8	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
棚倉字風呂ケ沢	風呂ヶ沢 2 号-9	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
寺山字守崎	宮前	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
寺山字豊岡	豊岡	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
寺山字堂ケ沢	堂ヶ沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 35 号	平成 23 年 1 月 25 日
戸中字高内	高内1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成31年3月5日
戸中字高内	高内2号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
戸中字川前	川前1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
戸中字川前	川前 2 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
戸中字川前	川前沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
戸中字川前	戸中沢	土石流	警戒区域	福島県告示第553号	平成 23 年 11 月 18 日
戸中字川前	川前	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第35号	平成 23 年 1 月 25 日
戸中字川前	背戸の沢	土石流	警戒区域	福島県告示第35号	平成 23 年 1 月 25 日
富岡字才竜地	才竜地	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
富岡字才竜地	才竜地沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
富岡字田中前	田中前	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
富岡字寺ノ前	富岡	地すべり	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
富岡字寺ノ前	富岡	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
中山本字山口	ЩΠ	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
中山本字极久保	たら久保沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
中山本字山口	山口沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
中山本字小鯨	小鯨	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
中山本字小山田	小山田	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日

住所	区域名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
中山本字薬師堂	薬師堂	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第165号	平成 31 年 3 月 5 日
中山本字小山田	近津	地すべり	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
中山本字小山田	小山田沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
中山本字小山田	小山田沢2号	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
中山本字小山田	小山田沢上流	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成21年1月30日
中山本字小山田	小山田沢中流	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
中山本字石田	大内平沢-1	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
中山本字石田	大内平沢-2	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
中山本字石田	大内平沢-3	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
流字中豊	中豊沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第 290 号	令和元年 9月27日
流字上豊	庄司の草沢-1	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
流字上豊	庄司の草沢-2	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
流字中豊	中豊沢 2 号	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
流字豊都	ユキトケ沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
流字豊都	中豊1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
流字豊都	中豊2号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
流字豊都	入沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
流字豊都	豊都	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
仁公儀字川原田	川原田	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
仁公儀字川原田	川原田沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
仁公儀字反田	反田1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
仁公儀字反田	反田2号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
仁公儀字反田	仁公儀字反田 反田3号 急傾斜地の崩壊		警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
花園字沢目	沢目	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日

住所	区域名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
福岡字岩井戸	堂の沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
福岡字岩井戸	入の沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
福岡字中平	福岡	地すべり	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
祝部内字権現下	権現下-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
祝部内字権現下	権現下-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
祝部内字権現下	権現下-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
祝部内字権現下	十上沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
祝部内字清水下	清水下沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
八槻字高渡	高渡沢2号	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1 月 30 日
八槻字高渡	高渡沢3号	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
八槻字高渡	糸沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
八槻字大宮	大宮沢	土石流	警戒区域	福島県告示 第 211 号	平成 27 年 3月 27 日
八槻字竹田	竹田沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
八槻字竹田	竹田沢2号	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
八槻字津島河原	津島河原沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
八槻字米山下	米山下沢2号	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
八槻字米山下	米山下沢右支	土石流	警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
八槻字米山下	米山下沢左支	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
八槻字豊作	八脇沢	土石流	警戒区域	福島県告示 第 211 号	平成 27 年 3月 27 日
八槻字豊作	豊作	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
八槻字柳町	柳町沢	土石流	警戒区域	福島県告示 第 211 号	平成 27 年 3月 27 日
八槻字大宮	イノシシ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
八槻字豊作	オハカノ沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第62号	平成 21 年 1月 30 日
八槻字豊作	長沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日

住所	区域名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
八槻字柳町	長沢左支	土石流	警戒区域	福島県告示 第62号	平成 21 年 1月 30 日
山際字屋敷前	さわ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
山際字屋敷前	井戸入沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
山際字屋敷前	屋敷前	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
山際字山際	山際沢	土石流	警戒区域	福島県告示 第 290 号	令和元年 9月27日
山際字仙石	仙石	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 62 号	平成 21 年 1月 30 日
山際字仙石	仙石沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示 第 62 号	平成 21 年 1月 30 日
山際字仙石	仙石沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
山際字仙石	砥沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
山田字市渡戸	殿沢−1	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
山田字市渡戸	殿沢−2	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
山田字市渡戸	殿沢−3	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日
山田字市渡戸	殿沢−4	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 62 号	平成 21 年 1 月 30 日
山田字市渡戸	殿沢-5	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 62 号	平成 21 年 1月 30 日
山田字杉ノ入	山田沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 第 62 号	平成 21 年 1月 30 日
山田字杉ノ入	山田沢2号	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示第62号	平成 21 年 1月 30 日

資料2-7 土砂災害危険箇所等に係る要配慮者利用施設

No.	施設名	住所	施設分類
1	高野幼稚園	棚倉町大字山際字仙石 103	学校
2	高野小学校	棚倉町大字山際字仙石 103	学校
3	県立修明高等学校	棚倉町大字棚倉字東中居 63	学校

資料2-8 土砂災害警戒情報の概要

(1)目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害発生の危険 度が高まったときに市町村長の避難勧告等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよ う、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報である。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により福島県と福島地方気象台が共同で 作成・発表する。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象外区域となっている湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とする。ただし、郡山市については、郡山市湖南町を除く郡山市を「郡山市」、郡山市湖南町を「郡山市湖南」とし、天栄村については、天栄村湯本地区を除く天栄村を「天栄村」、天栄村湯本地区を「天栄村湯本」として発表する。

(4) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

大雨等による土砂災害発生の危険度を、危険度相当レベル1~4であらわし発表するもので、市町村の避難勧告発令基準はレベル4相当とされる。

レベル2相当 注意

レベル3相当 警戒

レベル4相当 非常に危険

レベル5相当 極めて危険

対象とする土砂災害は「降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

(5) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

過去に発生した土砂災害をくまなく調査した上で「この基準を超えると、過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する極めて危険な状況となり、この段階では命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない」という基準を設定し、避難に係る時間を考慮し2時間先までに基準に到達すると予測されたときに発表される。

イ 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除できるものとする。

- (6) 利用に当たっての留意点
 - ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数と 60 分間積算 雨量の組み合わせに基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳 細に特定するものではないことに留意する。
 - イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
 - ウ 市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺 の渓流・斜面の状況や気象状況、前兆現象、県の補足情報(土砂災害情報システムの危険度 を示す指標)等も併せて総合的に判断すること。

[3 情報収集伝達]

資料3-1 気象通報受理伝達簿

町長		副町長			住	民課長		-	主管課長		
警報等の	種類及び名	称									
発令	年 月 日	3	年	月	日		午前午後	時	分		
本	文										
発信	言 機 関					発信	者氏名				
発信	言 時 刻					発信	者氏名				
		伝		達		事	項				
伝達開	月始時刻	時	È	分		伝達終	了時刻		時	分	
伝達	の方法		電話		伝令	そ	の他 ()	
伝:	達 先										
その他	特記事項										

資料3-2 被害状況報告基準

資料3-3.4.5の報告書への記載は表の判断基準を参照する。

1	被害区分	判定基準
	死者	当該災害が、原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
人の地	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
被害	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治癒できる見込みの者。
	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は、同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物と見なす。
住家	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取り扱う。)
の被害	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面 積がその住家の延床面積の 70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の 被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木 等の堆積により一時的に居住できないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

	被害区分	判定基準
田畑	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
被害	冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道(道路法第2条第1項に規定する 道路。以下同じ)の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をい う。ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう 流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう 1 級河川及び2級河川(河川法の適用もしくは準用され る河川)の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
そ	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
の他の被害	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く 供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で、全壊、半 壊、床上浸水により被害を受けた世帯とする。
帯数	り災者	被災世帯の構成員をいう。
	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
火災発生	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設を除く。
生	危険物	消防法第 11 条に起因する県知事が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。

										年 月	日 時	現在第	育	号
世帯構成員別被害者	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人 世帯	8人世帯	9人世帯	10人 世帯	10人 以上 帯	計	小学校	中学校
全壊 (焼)														
流出														
半 壊														
床上浸水														
床下浸水														

⁽注) 全壊(焼)流失及び半壊(焼)、床下浸水別、大人、小人、及び男女別%を報告のこと。

資料3-4 地区別被害調査表

	₩ = *			被	害	戸 数		地	罹災
地区(字)名	総戸数	流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	換算被害戸数	被害率	人口

資料3-5 被害状況報告書

1 一般被害状況

						 冗報	告書	<u> </u>		LTIPLET	L TH	・催定_
		災害	 の種類									
	災	害の	発生場所	棚倉町大学	<u> </u>							
	災害	手の多	Ě 生年月日			年		月	日 時	分		
		報告	の時限	日	時現在			発信	言時刻		時	分
		発	信者					受	信者			
		発信	担当者				受信担当者					
ア			戸数(棟)	() 戸	セ		_	戸数(棟)	(戸)
イ	Ŋ		世帯数		世帯	ソ		部破	世帯数			世帯
ウ	災総	人員			人	タ		損	人員			人
工	数・人	死者			人	チ		床	戸数(棟)	(戸)
オ	八的 被		行方不明		人	ツ			世帯数			世帯
カ	害	負	重傷		人	テ		水	人員			人
丰		傷	軽傷		人	1		床	戸数(棟)	(戸)
ク			戸数(棟)	()戸	ナ		下浸	世帯数			世帯
ケ		全壊焼	世帯数		世帯	<u>=</u>		水	人員			人
コ	住	殆	人員		人	ヌ	非信	主家	全壊(焼)			棟
サ	家	半	戸数(棟)	()戸	ネ	被	害	半壊(焼)			棟
シ		壊	世帯数		世帯	1		衤	波害総額			千円
ス		焼	人員		人	ハ		消防	i団出動人員			人
応急措置状況・その他												

2 公衆衛生関係

「概況・中間・確定〕

				被害	状 況報	告書					1 1-	<u>· · · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>	<u> </u>
	災害	手の種類											
Ş	災害0	り発生場所	棚倉町大雪	字									
災	.害の	発生年月日			年	月	日	時	分				
	報告	告の時限	目	時現在		発信	言時刻				時	分	
	多	ě信者				受	信者						
	発信	言担当者				受信	担当者						
ア		全壊								戸			
イ	被害	半壊								戸			
ウ	戸数	床上浸水								戸			
工	<i>"</i>	床下浸水								戸			
オ		り災人口								人			
力	赤痢	真性								人			
丰	患	疑似								人			
ク	者発	保菌								人			
ケ	生数	死者								人			
		区分	単	位		梦) 量			初	支害額		
コ		上水道										千	円
サ	公	簡易水道											
シ	衆	し尿浄化槽											
ス	衛生	塵芥処理場											
セ	施設	隔離病舎											
ソ	IIX												
タ		計											
が清けれる。													

3 農林水産関係

						被害状况	2報告書				
		の種类		Inn A	ma I da						
		発生物		棚倉	町大字	I-	r: 0	П	時 分		
火	吉切り	発生年 の時[<u>月日</u> LL		月	時現在 時現在		日 信時刻	時 分		時 分
	取 口 彩	信者	К		Н	叶光红		信者			hd 21
		担当者						担当者			
	元旧	区分			4	:数		数量		被害額	(千円)
ア			流失	埋没		<i>9</i> A		<u>外主</u>		MOR	(111)
イ		田	冠								
ウ		Lm	流失								
工	農	畑	冠								
オ	地	再掲	果樹	封園							
力		+171回	桑	園							
丰											
ク			小計			T		1		1	
		区分	r		流失埋没	土砂流入	冠水 浸水 その			計 (ha)	被害額 (千円)
ケ			食糧農								
コ	農		そ菜類		·						
サ	長作		里樹								
シ		物									
ス	等										
セ			1.31								
ソ		区分	小計		/rL	**/		*L 目.		7th /th /th	(7 m)
タ	家				14	数	1	数量		被害額	(千円)
チ											
ッ	関	3									
テ	係										
ト	→ L		上産施 詞								
ナ	水産	その	の他のカ	施設							
11	関		水産								
ヌネ	係		'l' ≑T								
イ ノ			小計 林道								
ハ	林		林産物	ı							
Ŀ	業		木業施設								
フ	関係		, , , , , , , ,								
^	ボ		小計								
ホ	治		崩壊								
マ	山山		也すべり								
111 ~	関	Ý	台山施記	艾							
ムメ	係		小計								
チ			溜池								
ヤ			頭首工								
1	農		水路								
ユ	業		堤とう								
工	用施		道路								-
E	設	柞	喬りょう	Ò							
ラ	関		揚水機	i.							
IJ	係										
ル			,1, ∌1								
レ	112 -	16.5	小計								
応急	!措置 他	状況									
<u> </u>											

4 商工関係

[概況・中間・確定]

				H/=	→ (1) (3)	出出出	<u> </u>			L119/L17/L	1.1b1 .h	此八二
		_			秋心	记報告書	<u> </u>					
災害	の種類											
災害の	発生場所	棚倉町	大字									
災害の	発生年月日				年	月	目	時	分			
報告	の時限		日	時現在		発	信時刻			時	分	
発	:信者					受	信者					
発信	担当者					受信	1担当者	<u> </u>				
	区分	>		件数				被害	額(千円	月)		
ア	鉱業	È										
イ	工業	È										
ウ	商業	È										
工												
オ	計											
応急措置状況												

5 土木関係

						LIBLOL	中间• 傩化」				
			被害状	沈報告書							
災害	子の種類										
災害の	発生場所	棚倉町大字									
災害の	発生年月日			年 月	日 時	分					
報告	の時限	日	時現在	発信	時刻	時	分				
発	信者			受信	言者						
発信	担当者			受信担	旦当者						
		県工	.事	町	<u></u> 上事		+				
	区分	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)				
ア	河川										
イ	砂防										
ウ	道路										
H	橋りょう										
オ											
力											
丰											
ク											
ケ	計										
応急措置状況	計 ※被災箇所の一覧表を添付すること。										

6 教育関係

[概況・中間・確定]

									L 16	אניוטר וו	161 4年701
				被	害状	兄報告書	:				
災害	の種類										
災害の	発生場所	棚倉町	大字								
災害の	発生年月日				年	. 月	月	時	分		
報告	の時限		日	時現在	Ė	発行	信時刻			時	分
発	信者						信者				
-	担当者						担当者				
	区分		単	i位		数量		Ι'	被害	額(千円	月)
ア	中学村										
1	小学村										
ウ	幼稚園										
工	小計										
オ	社会教育										
カ	文化則										
丰	2 1 ()										
ク											
ケ	合計										
応急措置状況											

7 その他

										LIPED		11-1	FE/CJ
	被害状況報告書												
災害	の種類												
災害の	発生場所	棚倉町大	字										
災害の勢	発生年月 日				年	月	目	時	分				
報告	の時限		目	時現在		発	信時刻				時	分	
発	信者					5	足信者						
発信	担当者					受信	言担当者						
	区	分		単位			数量			被害額	〔千	円)	
ア													
イ													
ウ													
工													
オ													
応急措置状況													

8 世帯別被害等調査票

調査責任者氏名

(地区) (年 月 日現在)

			被	害	状	況												附	帯	調	査										
		人的	被害		1	主家の	の被領	手					世帯	構成					学章	直数			課	税状	況	資	金活	用状	況		
被災世帯主氏名	死亡 (人)	行方不明(人)	重傷(人)	軽傷(人)	全壊・流失	半壊	床上浸水	床下浸水	1人	2人	3 人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10 人以上(人)	中学生(人)	小学生 (人)	応急仮設住宅	住宅応急修理	非課税	均等割	所得割	各種貸付資金	住宅金融公庫	自作農維持資金等	その他	親戚等の援助	備考
=1																															
計																															

9 県への報告様式

「概況・中間・確定〕

	災		害	名	
即	報	(第	1	報)	
	月	日	時	分型	見在
確		定			
	月	日	時	分型	見在
報	告 時	間			
	月	日	時	分型	見在
管	内	名			
報	告者	名			
	災	害対	策本	部	
設	'置	月	日	時	分
解	散	月	日	時	分
	水	防	本	部	
設	置	月	日	時	分
解	散	月	日	時	分
	消	防職員	出動延	人数	
					人
	消	的团出	動延	人数	
					Д

					〔概況・中間・確定〕
		被	害	状	
			被	害	被害地区・被害形態等
人		死者		人	
的	行力	了不明者		人	
被害	負傷者	重傷		人	
	者	軽傷		人	
				棟	
	全	壊	-	世帯	
				人	
				棟	
	半	壊	-	世帯	
住				人	
家				棟	
	— }	部破損	-	世帯	
被				人	
害				棟	
	床。	上浸水	-	世帯	
				人	
				棟	
	床	下浸水	-	世帯	
				人	
非住	公皇	共建物		棟	
家	そ	の他		棟	
道路被害				件	
その他					

特	記	事	項	(被	害	状	況	の	詳	細	等)		

			j j	産 難	勧告・	避	難指力	示 等
時	間	青	片	避難	世帯数	人	地区名	勧告・指示理由、避難場所等
月月	日日	時 時	分~ 分~	1 2				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	1)				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	1) 2)				
月月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	1) 2)				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				
月月	日日	時 時	分~ 分~	① ②				

※「避難勧告」の場合は①を、「避難指示」の場合は②を入力すること。

特	記	事	項	(被	害	状	況	\mathcal{O}	詳	細	等)

[4 消防•水防]

資料4-1 棚倉町消防団

1 棚倉町消防団設置等に関する条例

昭和 40 年 7 月 15 日 条例第 17 号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項の規定に基づき、棚倉 町消防団の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 棚倉町の消防事務を処理するため、消防団をおく。

(名称及び区域)

第3条 消防団は、棚倉町消防団と称し、管轄区域は棚倉町の区域の全部とする。

(消防団員)

- 第4条 消防団に、消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、副班長及び団員(以下「消防団員」という。)をおく。
 - 2 消防団員は、本町に居住する年齢満18年以上40年未満のものでなければならない。ただし、班長以上の職にあるもの及び消防団長が認めたものは、この限りでない。

(定員及び配置)

第5条 消防団員の定員及び配置は、別表第1のとおりとする。

(退職)

第 6 条 消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ任命権者の許可を受けなければならない。

(懲戒)

- 第7条 消防団員であって次の各号の一に該当する場合においては、任命権者は、これを懲戒する ことができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 職務の内外を問わず、消防団員の体面を傷つける行為のあったとき。
 - (3) その他職務規律に違背する行為のあったとき。

(懲戒の種類)

- 第8条 前条の懲戒は、次の区分により行う。
 - (1) 免職
 - (2) 停職
 - (3) 戒告
- 2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(懲戒権者)

第9条 前3条の規定による消防団員の退職又は懲戒は、町長の承認を得て消防団長が行い、消防 団長については町長がこれを行うものとする。

(服務規律)

- 第10条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、服務するものとする。
 - 2 招集の命を受けないときであっても、火災その他非常災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定された要領に従い、ただちに出動して服務しなければならない。

- 第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあっては町長に、消防団長以外 の消防団員にあっては消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り 消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。
- 第 12 条 消防団員は、火災警報発令中、その他特に警戒の必要があると認められる際は、警備に 支障ある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。
- 第13条 消防団員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警火心の喚起に努め、事ある場合には身を挺してこれ に当たる心構えを持たなければならないこと。
 - (2) 規律を厳守して上司の指揮命令のもとに一致団結して事に当たらなければならないこと。
 - (3) 互いに礼節を重んじ信義を厚くし、常に言行を慎しまなければならないこと。
 - (4) 職務に関し金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしてはならないこと。
 - (5) 職務上知り得たことの機密を漏らしてはならないこと。
 - (6) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に 関与してはならないこと。
 - (7) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄付金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。
 - (8) 機械器具その他消防団の設備、資材の維持管理に当たり、職務のほか使用してはならないこと。

(宣誓)

第14条 消防団員となった者は、その任命後、別表第2による宣誓書に署名しなければならない。

(報酬)

- 第15条 消防団員には、別表第3に掲げる報酬を支給する。
 - 2 前項の報酬は、月割計算により、毎年1月及び8月に報酬の2分の1を支給する。

(費用弁償)

- 第16条 消防団員が職務のため出動した場合は、別表第4に定める費用を弁償する。
 - 2 消防団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
 - 3 前項の旅費の支給については、職員等の旅費に関する条例(平成13年棚倉町条例第7号) の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年7月1日から適用する。
- 2 棚倉町消防団員定員条例(昭和 35 年棚倉町条例第 11 号)及び棚倉町消防団員給与条例(昭和 37 年棚倉町条例第 6 号)並びに棚倉町消防団員の任免、服務に関する条例(昭和 30 年棚倉町条例第 32 号)は、廃止する。

附 則(昭和41年条例第8号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年条例第2号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第6号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第22号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

- 附 則(昭和48年条例第13号)
- この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 49 年条例第 1 号)
- この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 50 年条例第 8 号)
- この条例は、昭和50年4月1日から施行する。 附 則(昭和51年条例第5号)
- この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 52 年条例第 9 号)
- この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(昭和 53 年条例第 9 号)
- この条例は、昭和53年4月1日から施行する。 附 則(昭和54年条例第5号)
- この条例は、昭和54年4月1日から施行する。 附 則(昭和55年条例第4号)
- この条例は、昭和55年4月1日から施行する。 附 則(昭和56年条例第9号)
- この条例は、昭和56年4月1日から施行する。 附 則(昭和60年条例第20号)
- この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。 附 則(昭和62年条例第11号)
- この条例は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則(昭和63年条例第4号)
- この条例は、昭和63年4月1日から施行する。 附 則(平成2年条例第11号)
- この条例は、平成2年4月1日から施行する。 附 則(平成3年条例第7号)
- この条例は、平成3年4月1日から施行する。 附 則(平成4年条例第10号)
- この条例は、平成4年4月1日から施行する。 附 則(平成5年条例第6号)
- この条例は、平成5年4月1日から施行する。 附 則(平成6年条例第4号)
- この条例は、平成6年4月1日から施行する。 附 則(平成7年条例第4号)
- この条例は、平成7年4月1日から施行する。 附 則(平成9年条例第14号)
- この条例は、平成9年4月1日から施行する。 附 則(平成16年条例第10号)
- この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 20 年条例第 14 号)
- この条例は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成26年条例第15号)
- この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 28 年条例第 24 号)
- この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(令和元年条例第37号)
- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

定員及び配置 (階級別定員を含む。)

(単位 人)

		階級	団長	副団長	分回	団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計
区分	Ī	職名	消防団長	副団長	指導部長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	ĦΤ
	本		1	3	3							7
非	第	1 分団				1	1	1	5	6	40	54
常	第	2 分団				1	1	1	3	4	33	43
勤	第	3 分団				1	1	1	5	7	48	63
消防	第	4 分団				1	1	1	6	6	53	68
団	第	5 分団				1	1	1	4	7	33	47
員	第	6 分団				1	1	1	5	6	42	56
	本	:団付							2	2	13	17
	計	•	1	3	3	6	6	6	30	38	262	355

別表第2(第14条関係)

宣 誓 書

わたくしは、日本国憲法及び法律を尊重し、法令、条例及び規則を遵守し、棚倉町民の 奉仕者として、良心に従って忠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

東白川郡棚倉町消防団

氏

名 印

別表第3(第15条関係)

	区分	報	酬額
	△ 刀	区分	金額
団 長		年額	225,000 円
副団長		年額	134,000 円
分 団 長		年額	72,000 円
副分団長		年額	58,000 円
訓練部長		年額	50,000 円
班 長		年額	36,000 円
副 班 長		年額	24,000 円
団 員	機関操作に従事する者	年額	23,500 円
	その他の者	年額	22,500 円

別表第4(第16条関係)

,	25/10 7 (N/0 70 N/0 N/0)								
	費用弁償額								
1	火災出動の場合	1回につき	1,000円						
2	訓練出動の場合	1回につき	1,000円						
3	その他の場合	1回につき	1,000円						

2 棚倉町消防団規則

昭和40年8月1日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項の規定に基づき、棚倉町 消防団の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 棚倉町消防団(以下「消防団」という。)の組織は、本団及び6分団とし、分団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(運営)

- 第3条 消防団長は消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮して、法令、条例及び規則に定める職務 を遂行し、町長に対しその責を負うものとする。
 - 2 副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 消防団長及び副団長にともに事故があるときは、あらかじめ消防団長の定める順序に従い、 分団長又は副分団長がその職務を代理する。
 - 4 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、副班長等の職にあるものの任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

(消防団員の階級)

- 第4条 消防団員の階級は、団長、副団長、指導部長、分団長、副分団長、部長、班長、副班長及び 団員とする。
 - 2 消防団長の職にある者の階級は、団長とする。
 - 3 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、副 班長及び団員とする。

(水火災その他の災害出場)

- 第5条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める速度に従うとともに、正当な交通を維持 するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛の みに限られるものとする。
- 第6条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない
 - (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。
 - (2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
 - (3) 消防団員及び消防職員以外の者は、消防車に乗車させないこと。
 - (4) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行すること。
 - (5) 前行消防車の追越信号のある場合の外は、走行中に追越さないこと。
- 第7条 消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第8条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、生命、身体及び財産の救護にあたり、損害を最小限に止めて、水火災の防ぎょ及び鎮圧に努めなければならない。

(遵守事項)

- 第9条 消防団が、水火災その他の災害現場に出場した場合は、次の事項を遵守し、又は留意しなければならない。
 - (1) 消防団長の指揮の下に行動すること。

- (2) 消防作業は、真摯に行うこと。
- (3) 放水口数は最大限度に使用し、消火作業の効果を上げるとともに火災の損害を最小限度にとどめること。
- (4) 分団は相互に連絡協調すること。

(現場保存)

第 10 条 水火災その他の現場において死体を発見したときは、町長に報告するとともに警察職員又は検屍員が到着するまで、その現場保存をしなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

- 第11条 放火の疑いのある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。
 - (1) 直ちに町長及び警察職員に通報すること。
 - (2) 現場保存に努めること。
 - (3) 事件は慎重に取扱うとともに公表は差控えること。

(文書簿冊)

- 第12条 消防団には次の簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。
 - (1) 消防団員名簿
 - (2) 沿革誌
 - (3) 災害出動(訓練)日誌
 - (4) 設備資材の整備及び点検台帳
 - (5) 区域内全図及び地理水利要覧
 - (6) 消防計画
 - (7) 報酬及び費用弁償支払簿
 - (8) 給与品、貸与品台帳
 - (9) 消防法規、例規綴
 - (10) その他必要な簿冊

(教養及び訓練)

第13条 消防団長は、消防団員の品位の向上及び実位の役立つ技能の練磨につとめ、消防訓練礼式 の基準(昭和40年消防庁告示第1号)に従い定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

- 第 14 条 町長は、消防団又は消防団員がその任務遂行にあたって功労特に抜群である場合は、これ を表彰することができる。
 - 2 前項の場合において消防団員については、消防団長が表彰を行うことができる。

(表彰の種類)

- 第15条 前条の表彰は、次の2種とする。
 - (1) 賞詞
 - (2) 賞状
 - 2 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対して、これを授与する。

(感謝状の授与)

- 第 16 条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授 与することができる。
 - (1) 水火災の予防又は鎮圧
 - (2) 消防施設強化拡充についての協力
 - (3) 水火災現場における人命救助
 - (4) 水火災その他の災害時における警戒、防ぎょ及び救助に関し消防団に対してなした協力

(服制)

- 第 17 条 消防団員の服制については、消防団員服制基準(昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号)による。
 - 2 町長は、前項に規定する服制を棚倉町消防団設置等に関する条例(昭和40年棚倉町条例第17号)第4条に規定する消防団員に支給又は貸与するものとし、その基準は別に定める。

附則

- この規則は、昭和40年7月1日から施行する。 附 則(平成20年規則第3号)
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成23年規則第15号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成26年規則第7号)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(令和2年規則第7号)
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

分団の名称、区分及び区域

名称	区分	区域
第 1 分 団	棚倉地区	1班 大字棚倉字新町の一部、字北町の一部、字城跡の一部 2班 大字棚倉字新町の一部、字北町の一部、字町裏の一部 3班 大字花園、大字仁公儀 4班 大字棚倉字日向前、字馬場、字後寺、字広畑、字中居野の一部 5班 大字棚倉字丸内、字堂ノ前、字観音向、字水白田、字清戸作、字風呂ヶ沢、字町裏の一部、大字櫓木
第 2 分 団	棚倉地区	1班 大字棚倉字城跡の一部、字古町、字南町、字鷹匠町、字鉄炮町、字千駄櫃、字小山下 2班 大字棚倉字宮下、字下町、字中居、字西中居、字東中居、字下河原、字中居野の一部、字 崖ノ上、大字上手沢字下川原、字中平、字屋敷、字古屋敷、字岩ケ沢、字立畑 3班 大字関口
第 3 分 団	社川地区	1 班 大字堤 2 班 大字玉野、大字一色、大字福井 3 班 大字上台、大字板橋 4 班 大字逆川、大字天王内 5 班 大字金沢内、大字小菅生
第 4 分 団	高野地区	1 班 大字強梨 2 班 大字瀬ヶ野、大字祝部内、大字小爪 3 班 大字富岡 4 班 大字山際、大字福岡 5 班 大字大梅 6 班 大字漆草、大字戸中
第 5 分 団	近津地区	 1 班 大字寺山字亀崎、字鶴生、字昇田、字鶴崎、字鷹ノ巣、字高瀬田、字柳町、字防ノ内、字豊岡、字岩下、字大豆柄、字堂ノ沢 2 班 大字寺山字宮前、字守崎、字原ノ前、字寺沢 3 班 大字流、大字塚原 4 班 大字山田、大字岡田、大字棚倉字堀川
第 6 分 団	近津地区	1班 大字八槻字大宮、字下馬橋、字高渡、字亀作の一部 2班 大字八槻字亀作の一部及び1斑以外の八槻の区域 3班 大字下山本、大字中山本字葉草平、字极久保、字刀沢、字中ノ内、字水口、字薬師堂 4班 大字中山本字高瀬、字柴平、字清水田、字小鯨、字小山田、字石神田、字柿ノ草、字山口、字松場、字反田、字石田、字芝原、大字北山本 5班 大字下手沢、大字上手沢字豊内、字中河内、字後藤内、字塩沢、大字棚倉字舘ケ丘

3 棚倉町消防団幹部

所 属	階級	所 属	階 級
	団 長		分 団 長
↓ ↓ 7	副団長	副分団長	
本部	副団長		分団 長 副練 第1 第2 班班長 第3 班班長 第6 団団部班班長 第6 団団部班班班長 第3 班班班長 第4 団団部班班長 第2 班班班長 第4 団団部班班長 第2 班班長長 第4 班班長 第5 第5 パ隊
	指導部長		第1班長
	分 団 長	第4分団	第2班長
	副分団長		第3班長
	訓練部長		分
第 1 公田	第1班長		第5班長
第1分団	第2班長		第6班長
	第3班長		分 団 長
	第4班長		副分団長
	第5班長		訓練部長
	分 団 長	第5分団	第1班長
	副分団長		第2班長
第 2 分団	訓練部長		第3班長
カ Z 刀 凹 	第1班長		第4班長
	第2班長		分 団 長
	第3班長		副分団長
	分 団 長		訓練部長
	副分団長第6分団	第1班長	
	訓練部長	カリカロ 	第2班長
第3分団	第1班長		第3班長
かりり回	第2班長		第4班長
	第3班長		第5班長
	第4班長	ラッパ隊	隊長
	第5班長	女性消防班	班 長

4 消防施設に対する団員の配置、定員

区分名称	消防 ポンプ 自動車	小 型 ポンプ付 自 動 車	団 員 定 員	備 考
本部			(4) 4	
第 1 分団	1	4	(54) 54	
第 2 分団	1	2	(42) 43	
第 3 分団	1	4	(59) 63	
第 4 分団	1	5	(60) 68	
第 5 分団	1	3	(47) 47	
第 6 分団	1	4	(56) 56	
本 団 付			(9) 20	
計	6	22	(331) 355	

()内は、実団員数

[5 災害救助]

資料5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

救助	の種類	救助の程度、方法及び期間				
			(1)避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受入			
			れる。			
		救助の対象及び方法	(2) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を利用することを原則とする			
		及Unnu	が、これら適当な建物を利用することが困難な場合には、野外に仮小屋を設			
			置し、又は天幕を設営する。			
			(1)避難所設置のため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。			
			ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費			
			イ 消耗器材費			
	避難		ウ 建物の使用謝金			
	所の		エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費			
	供与	# # # **	オー光熱水費			
	子	費用種類及び限度額	カー仮設便所等の設置費			
		O PA Z HA	(2) 避難所設置のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。			
			ア 基本額 1人1日当たり 330円			
			イ 加算額			
			(ア) 高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。) であって避難所での			
収			生活において特別な配慮を必要とするものを受入れる福祉避難所を設置し			
松容施設			た場合は、特別な配慮のために必要な実費を加算することができる。			
設の		救助の期間	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。			
供与		救助の対象	(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であ			
			って、自らの資力では住宅を得ることができないものを受入れる。			
			(2) 応急住宅設置にあたっては原則として公有地を利用すること。ただし、公			
			有地を利用することが困難な場合は民有地を利用することができる。			
			(3) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上受入			
		及び方法	れ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下			
	応		「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。			
	急仮		(4) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速			
	仮設住宅		やかに設置しなければならない。			
	宅の		(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これら			
	供		に受入れすることができる。			
	与		(1) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、実情に応じて設定し、その設置のた			
		費用種類及	め支出できる費用は、5,714,000円以内とする。			
		び限度額	(2) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置し			
			た場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。			
			50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。			
		救助の期間	(1)応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法			
		^/-24 - 5 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。			

救助	の種類		救助の程度、方法及び期間							
炊き出	炊き出	救助の対象 及び方法				度品の給与は、避難所に避難している者、災害によりで行うものとする。 の食品の給与は、被災者が直ちに食することができる の食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及 人1日当たり1,160円以内とする。 食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7 のため現に飲料水を得ることができない者に対して行 るために支給する費用は、水の購実入費並びに給水及 具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資 する通常の実費とする。 同は、災害発生の日から7日以内とする。 伝必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流 に浸水(土砂のたい積等により一時的に居住すること ものを含む。以下同じ。)により生活上必要な被 手を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むこと ものとする。 伝必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に るいて現物をもって行うものとする。 「必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季 世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合におい の日 「必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季 世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合におい の日 「必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季 世帯当たり次の額の範囲内とする。 「の品 「必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季 の日をもって決定する。 は流失により被害を受けた世帯 (円) 2人 3人 4人 5人 6人以上1人 6人以上1人 2人 3人 4人 5人 7,900				
Iしその他による食品	その	る費用は								
の		救助の期間		炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。						
給与及び	飲	救助の対象 及び方法	飲料水の供料 うものとする。	合は、災害	手のため現	に飲料水	を得ること	こができな	い者に対して行	
飲 料 水	料水の供給	費用種類及 び 限 度 額	び浄水に必要な	よ機械、器	具等の借	上費、修	繕費及び燃			
の	小口	救助の期間								
		救助の対象 及び方法	失、半壊、半 ができないり 服、寝具その が困難な者に (2)被服、寝具	上焼又は床 大熊となっ の他日用品 に対して行 見その他生 の範囲内に 見及び身の	上浸水(たものを 等を喪失 うものと 活必需品 おいて現	土砂のたい 含む。以 し、又は する。 の給与又に	い積等によ 下同じ。) き損し、直 は貸与は、	り一時的 により生 で に い に い た に た に た り 生 で た に れ り 生 、 で 、 で 、 で 、 で 、 変 も で 、 変 も で 、 変 も で 、 変 も で 、 変 も で を ま の ま の を を を を を を を を を を を を を を を	に居住すること 活上必要な被 生活を営むこと	
	被服、寝具その他		(2)被服、寝具 別及び世帯図 て、季別は、	区分により 災害発生	1世帯当 の日をも	たり次の智 って決定。	質の範囲内 する。	りとする。	この場合におい	
	の他生活必需品		世帯 区分 季別 期間	1人	2人	3人	4人	5人	を増すごとに	
•	需 品 の		夏季 (4月か ら9月まで)	18, 800	24, 200	35, 800	42,800	54, 200	7,900	
j	の給与又は貸与	費用種類及び限度額	冬季 (10月か ら3月まで)	31, 200	40, 400	56, 200	65, 700	82, 700	11, 400	
	は 皆		イ 住家の半壊	夏、半焼又	は床上浸	水により剤	皮害を受け	た世帯		
	与		世帯 区分 季別 期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人 を増すごとに 加算する額	
			夏季 (4月から9月まで)	6, 100	8, 300	12, 400	15, 100	19, 000	2,600	
			冬季 (10月 から3月ま で)	10,000	13, 000	18, 400	21, 900	27, 600	3, 600	
		救助の期間	被服、寝具そしなければなり		舌必需品の	給与等は、	、災害発生	との日から	- 10 日以内に完了	

救助の種類		救助の程度、方法及び期間						
医療及び	医療	救助の対象及び方法	(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置を行うものとする。 (2) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する施術者(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことがあるものとする。 (3) 医療は、次の範囲内において行う。ア診療イ薬剤又は治療材料の支給ウ処置、手術その他の治療及び施術エ病院又は診療所への収容オ看護					
び助産		オ 看護						
		救助の期間	医療を行うことができる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。					
	助産	救助の対象 及び方法 費用種類及 で限度額	 (1)助産は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。 (2)助産は、次の範囲内において行う。ア分べんの介助イ分べん前及び分べん後の処置ウ脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等 					
			の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の百分の八十以内の額とする。					
		救助の期間 救助の対象 及び方法	助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。 被災者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は 生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行うものとする。					
	こかか 者の救	費用種類及 び 限 度 額	被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。					
		救助の期間	被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。					
		救助の対象 及び方法	住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊し、又は半焼した者であって、 自らの資力では応急修理をすることができないもの又は大規模な補修を行わな ければ当該住家に居住することが困難であるものに対して行うものとする。					
災害にった住		費用種類及 び限度額	住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり595,000円以内とする。(半壊、半焼に準ずる程度の損傷の場合は300,000円以内とする。)					
		救助の期間	住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するように行うものと する。					

救助の種類		救助の程度、方法及び期間					
	救助の対象 及び方法	(1)生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。(2)生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。					
生業に必要な資金の貸与	費用種類及 び限度額	 (1) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。 ア 生 業 費:1件当たり 30,000円 イ 就職支度費:1件当たり 15,000円 (2) 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。 ア 貸与期間:2年以内 イ 利 子:無利子 					
	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了する 救助の期間 うものとする。						
学用口	救助の対象 及び方法	(1)学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校又は特別支援学校の小学部の児童(以下「小学校等児童」という。)、中学校又は中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部の生徒(以下「中学校等生徒」という。)及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの(以下「高等学校等」という。)の生徒(以下「高等学校等生徒」という。)に対して行うものとする。(2)学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。ア教科書イ文房具ウ通学用品					
品の給与	費用種類及び限度額	(1) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ア 教科書代 (ア) 小学校等児童及び中学校等生徒:教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書をいう。以下同じ。)及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ)高等学校等生徒:正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 (ア) 小 学 校 児 童:1人当たり 4,500円 (イ) 中 学 校 生 徒:1人当たり 4,800円					
	救助の期間	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学 用品については15日以内に完了するように行うものとする。					

救助の種類		救助の程度、方法及び期間
	救助の対象 及 び 方 法	死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行るものとする。
死体の捜索	費用種類及び限度額	より既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 死体の捜索のために支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等 の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費と する。
不	救助の期間	死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。
	救助の対象及び方法	(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 (3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。
死体の処理	費用種類及び限度額	 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。 (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。 (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
	救助の期間	死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。
埋葬	救助の対象及び方法	 (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 (2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。 ア 棺(附属品を含む。) イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つぼ及び骨箱
	費用種類及 び限度額	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 215, 200 円、小人 172, 000 円 以内とする。
	救助の期間	埋葬することができる期間は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように 行うものとする。
障 害 物	救助の対象 及び方法	障害物(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。)の除去は、災害によって居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
で 除 去	費用種類及 び限度額	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため 必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等と し、町単位で1世帯当たり平均137,900円以内となるよう調整すること。
	救助の期間	障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。

救助の種類		救助の程度、方法及び期間						
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	救助の対象 及び方法	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に 掲げる措置に要する費用とする。 (1)被災者の避難支援 (2)医療及び助産 (3)被災者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の捜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分						
員金 職員 笠	費用種類及 び限度額	応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域におけ る通常の実費とする。						
雇上費	救助の期間	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助 の実施を必要と認める期間以内とする。						

[※] この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、都道府県知事は、内閣総理大臣の同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(特別基準)

資料5-2 従事命令等の種類と執行者

対象作業	根拠法令	執 行 者	対象者
	災害対策基本法 第71条及び第71条第2項	知事、町長 (委任を受けた場合のみ)	
災害応急 対策作業	災害対策基本法 第 65 条第 1 項	町長	町区域内の住民又は 当該応急措置を実施す べき現場にある者
	災害対策基本法 第 65 条第 2 項	警察官	
避難等の措置	警察官職務執行法第4条	警察官	その場に居合わせた 者、その事物の管理者そ の他関係者
消防作業	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員	火災の現場附近に在 る者
水防作業	水防法第 24 条	水防管理者 消防団長 消防機関の長	区域内に居住する者 又は水防の現場にある 者

資料5-3 公用負担命令関連様式

1 公用負担命令書

第 号
 公用負担命令書

1 目的物 種類〇〇〇 数量〇〇〇
2 負担內容 使用、収用、処分
年 月 日
 様
 棚倉町長 氏 名 印
事務取扱者 氏 名 印

2 公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 権 限 証 職 氏名
上記の者に災害対策基本法第 71 条の規定の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日 棚 倉 町 長 氏 名 印

資料5-4 救助·救急関連様式

1 被災者救助状況記録及び修繕簿

			救		借上費			修緯	善		
年月日	救出地区	救出人員	製出用機械器 製工用機械器	数量	所有者名	金額	故障月日	概障の	修繕月日	金 額	備考
		n u	/L. [== _ /	- kur lak	別を問わず記	1 7	- 4K1 - 1	B A = 2 75 1	#	Alore IBB -	

注1 救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合のみ借上費を「金額」欄に記入する。

注2 「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な破損箇所を記入する。

2 被災者救助用機械器具燃料払受簿

	受					+1 半4 日	企业	/ 世 士·
品名	年月日	購入先、払出先	数量	単価	金額	払数量	残数量	備考

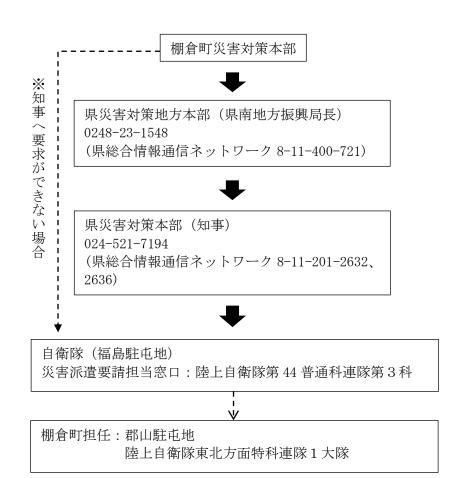
3 救出車両、その他機器具調達先報告書

		所有	調達先			機械器具等	輸送	
品名	数量	借上	名称 (責任者)	所在地	電話	所在場所	方法	備考

[6 自衛隊災害派遣]

資料6-1 自衛隊要請連絡先

所 在 地	福島市荒井字原宿 1 (024-593-1212 内線 235 県総合情報通信ネットワーク 8-11-280-01)				
担当窓口	陸上自衛隊第 44 普通科連隊第 3 科				
時 間 外	陸上自衛隊福島駐屯地当直司令 (024-593-1212 内線 302 県総合情報通信ネットワーク 8-11-280-02)				



資料6-2 自衛隊災害派遣関連様式

1	自衛隊の災害派遣要請について	(依頼)
---	----------------	------

													年	第	月	号 日
福島	県知事	7	様													
											棚	倉町上	旻			印
		自徫	耐隊の災	(害派	畫	要	請に	つい	て((依頼	頁)					
このます。	ことについ	て、自衛隊法領	第83条	第11	項	の持	規定に	こよ。	る自	衛隊	での派	遣を	、下	記のと	とおり	依頼し
						詑	2									
	災害の情況』	及び派遣を要 伏況	請する	事由												
((2)派遣を	要請する事由														
2	派遣を希望年		時	分))え	から	。災害	F 応急	急対策	策の	実施	が終っ	了する	るまで	ごの間	Ī
	派遣を希望 [*] (1) 派遣希望	する区域及び 望区域	活動内容	容												
((2)活動内容	容														
4	その他参考。	となるべき事	項													

2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について(依頼)

							年	第	月	号日
福島	 島県知事	様				棚	倉町長			印
		自衛隊の災害	派遣部隊	参の撤収 要	要請につい	ハて(依	頼)			
収要記	年 月 日付 青を依頼します。	付御総第	号で依頼	質したこの	ことに、	ついて、	下記のと	おり》		隊の撤
				記						
1	撤収日時	年	月	日	時	分				
2	撤収理由									
3	その他必要事項	頁								

[7 避難]

資料7-1 指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難所・福祉避難所

※令和3年4月1日以降は「山岡小学校」を「旧山岡小学校」と読み替える。

【避難所として安全基準を満たすべき異常な現象(災害種)】

異常な現象(災害種)凡例						
_	洪水	洪				
	崖崩れ、土石流及び地すべり	土				
三	高潮	-				
四	地震	震				
五.	津波	_				
六	大規模な火事	火				
七	その他(豪雪、竜巻 など)	他				

1 指定緊急避難場所

名 称	所 在 地	電話番号	適合する災害種別
棚倉町役場駐車場	大字棚倉字中居野 33	33-2111	洪・土・震
亀ヶ城公園	大字棚倉字城跡 26-2		洪・土・震
城跡多目的広場	大字棚倉字城跡		洪・土・震
棚倉町運動広場	大字関口字一本松 24-1	33-3160	洪・土・震
近津運動広場	大字八槻字上台 200		洪・土・震
社川運動広場	大字逆川字向原 28		洪・土・震
金沢内運動広場	大字金沢内字中背戸続 123		洪・土・震
棚倉町文化センター 駐車場	大字関口字一本松 58	33-0111	洪・土・震
棚倉小学校校庭	大字棚倉字北町 118-1	33-3144	洪・土・震
社川小学校校庭	大字逆川字山梨子山 19	33-3351	洪・土・震
高野小学校校庭	大字山際字仙石 103	35-2005	震
近津小学校校庭	大字下山本字桃木田 34	33-2154	洪・土・震
山岡小学校校庭	大字岡田字上ノ内 92		洪・土・震
棚倉中学校校庭	大字棚倉字城跡 88-5	33-3176	洪・土・震
棚倉幼稚園園庭	大字棚倉字宮下 138	33-2352	洪・土・震
社川幼稚園園庭	大字逆川字山梨子山 7-6	33-7060	洪・土・震
近津幼稚園園庭	大字下山本字久保田 11-1	33-2755	洪・土・震
旧棚倉高等学校校庭	大字棚倉字堂ノ前 14		洪・土・震
修明高等学校校庭	大字棚倉字東中居 63	33-3214	震

2 指定避難所

名 称	所 在 地	電話番号	収容 人数 (人)※	収容 面積 (㎡)	適合する災害種別
棚倉町役場	大字棚倉字中居野 33	33-2111	102	307	洪・土・震・火・他
棚倉町総合体育館	大字関口字一本松 24-1	33-3160	965	2,898	洪・土・震・火・他
棚倉町文化センター	大字関口字一本松 58	33-0111	208	628	洪・土・震・火・他
棚倉小学校体育館	大字棚倉字北町 118-1	33-3144	422	1, 266	洪・土・震・火・他
社川小学校体育館	大字逆川字山梨子山 19	33-3351	421	1, 265	洪・土・震・火・他
高野小学校体育館	大字山際字仙石 103	35-2005	186	560	震・火・他
近津小学校体育館	大字下山本字桃木田 34	33-2154	333	999	洪・土・震・火・他
山岡小学校体育館	大字岡田字上ノ内 92		76	228	洪・土・震・火・他
棚倉中学校 体育館・柔剣道場	大字棚倉字城跡 88-5	33-3176	643	1, 932	洪・土・震・火・他
棚倉幼稚園施設内	大字棚倉字宮下 138	33-2352	246	740	洪・土・震・火・他
社川幼稚園施設内	大字逆川字山梨子山 7-6	33-7060	125	379	洪・土・震・火・他
近津幼稚園施設内	大字下山本字久保田 11-1	33-2755	114	346	洪・土・震・火・他
修明高等学校 体育館・格技場	大字棚倉字東中居 63	33-3214	848	2, 564	震・火・他
棚倉町立図書館	大字棚倉字新町 21-1	33-4342	112	338	洪・土・震・火・他
棚倉町保健福祉 センター	大字棚倉字中居野 68-1	33-7801	219	662	洪・土・震・火・他
合計			5, 020	15, 112	

※収容人数は3㎡/名として算出

3 一時避難所

名 称	所 在 地	電話番号
七区集会所	大字棚倉字東中居 58-3	
関口集会所	大字関口字愛宕平 195-2	33-5482
仁公儀集会所	大字仁公儀字猿田 79-2	
花園集会所	大字花園字鹿子山 21-1	
馬場集会所	大字棚倉字馬場 32-2	
日向前集会所	大字棚倉字日向前 173-3	
14 区コミュニティセンター	大字棚倉字丸内 49-1	
棚倉保育園園庭	大字棚倉字南町 54-1	
上台集会所	大字上台字カハキ沼 37-2	33-4074
板橋集会所	大字板橋字西坪 12-1	33-6459
玉野多目的集会施設	大字玉野字天屋敷 126-2	33-7444
一色集会所	大字一色字栗ノ木 103-3	33-4881
福井集会所	大字福井字池下 59	33-3163
堤区コミュニティセンター	大字堤字羽黒西 13-1	
社川コミュニティセンター	大字逆川字山梨子山 7-16	
天王内集会所	大字天王内字屋敷 2-1	
金沢内集会所	大字金沢内字中背戸続 102-4	
小菅生集会所	大字小菅生字前畑 5	
瀬ヶ野多目的集会施設	大字瀬ヶ野字仲ノ町 81-3	
小爪・祝部内多目的集会施設	大字祝部内字清水内 151	
富岡集会所	大字富岡字寺ノ前 395	
山際公民館	大字山際字屋敷前 67-1	
強梨生活改善センター	大字強梨字岡ノ内 178	35-2431
下大梅集会所	大字大梅字曲屋 68	
大梅集会所	大字大梅字大岩平 156	
漆草集会所	大字漆草字仲折戸 125	
寺山集会所	大字寺山字亀崎 1-2	
双ノ平集会所	大字寺山字宮前 230-1	
八槻第4多目的集会施設	大字八槻字柳町 27	33-5948
下山本多目的集会所	大字下山本字小浜沢 2-1	33-5412
中山本下集会所	大字中山本字中ノ内 118-1	33-4150
中山本中組集会所	大字中山本字小鯨 102-1	
山本生活改善センター	大字北山本字前原 198-1	33-5638
下手沢集会所	大字下手沢字昭和 68	33-7120
祖父岡集会所	大字上手沢字井戸下 10-5	
上流集会所	大字流字能登田 61	33-5542

4 福祉避難所

名 称	所 在 地	電話番号
棚倉町保健福祉センター	大字棚倉字中居野 68-1	33-7801
株式会社ルネサンス棚倉	大字関口字一本松 43-1	33-4111

資料7-2 避難関連様式

1 避難状況調べ

		避難指	ī,		避難			
月日時	地区名	世帯数	人員	避難予定場所	世帯主	人員	避難時間	備考

2 避難所収容者名簿

避難者名簿(避難所入所記録簿 町民用)



避難所入所記録簿

(町民用)

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

番号	入所 年月日	氏名 生年月日	現住所	男女別	世帯主 との続柄	摘要	退所 年月日

避難所入所記録簿

(町民以外)

_	ı				T	
番号	入所 年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男女別	職業及び 勤務先	万 摘要 退所 年月日
						 1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張
						4. その他 1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー
						3. 社用出張 4. その他 1. 通勤・通学
						1. 通勤・通子 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
						21 00 10

3 避難収容台帳

() 避難所

						(
責任者確認	種別	月日	収容人員	物品使 品名	用状況 数量	記事	備考

- 注1 「種別」欄には、既存建物、屋外仮設、天幕の別に記入する。
- 注2 「収容人員」欄は当日の最高収容人員数を記入し、収容人員の増減経過は「記事」欄に記入 しておくこと。
- 注3 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目名別、使用数量を記入すること。
- 注4 他市町村の住民を収容したときは、その氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

4 避難所設置及び収容状況

避難所開設の状況

月	日	時	分現在	受信時刻	時	分
報告機	関			受信機関		
報告名				受信者名		

種別	名称	設置場所	開設日時	収容可能人数	収容人員数	実施機関	活動人員	その他参考事項
避難所								
救護所								

- 注1 項目すべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」「第2報」「第3報」・・・として報告すること。
- 注2 報告件数の多少等に応じ、適宜、地区ごと別様とすうこと。また「 月 日 時 分現在」は報道機関が情報を収集した時点とすること。
- 注3 ファックス、使送の場合は、適宜、位置図・被害状況図を添付すること。

5 消耗品機材調達先台帳

辛 庄 8	ま に ⇒ ね	示 :	武士山	在庫	保	¦有車i	両	品	光年	即時	/
商店名	責任者名	電話	所在地	場所	大	中	小	名	単価	調達 可能数	備考

6 避難所物品用受払簿

			受入	(購入)		摘要	払出		177. 1
品名	月日	単位	単価	金額	数量	(受入(購入)・ 払出先)	数量	残量数	備考

7 避難所開設用施設及び器物借用簿

避難所名	品名 (施設)	数量	期間	1日当たりの借上げ料	金額	所有者 (管理者)氏名

[8 医療(助産)救護]

資料8-1 棚倉町内医療機関等一覧

1 医療及び助産機関

施設名	診療科目	ベッド数	所在地・電話番号
(医) 久慈会 深谷クリニック	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 外科 整形外科 リハビリテーション科 放射線科		棚倉町大字関口字上志宝 73 (電話)33-3223
(医) 明徳会 杉山胃腸科外科皮膚科	内科 整形外科 外科 皮膚科 消化器科 気管食道科	19 床	棚倉町大字棚倉字広畑 153-7 (電話)33-7551
大木医院	耳鼻咽喉科 内科 外科		棚倉町大字棚倉字古町 28-4 (電話) 33-2424
ふじた循環器科 内科クリニック	内科 小児科 循環器内科		棚倉町大字棚倉字北町 22 (電話)33-2013
和田医院	内科 放射線科 循環器科 呼吸器科 消化器内科 皮膚科		棚倉町大字棚倉字城跡 3 (電話)33-2012
(医) 敬友会 あらまちクリニック	内科 小児科 消化器科		棚倉町大字棚倉字北町 156-2 (電話)33-8018
おおひら整形外科 クリニック	内科 整形外科 リハビリテーション科		棚倉町大字棚倉字町裏 53-8 (電話)33-9468

2 歯科関係機関

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
塩田博文歯科	棚倉町大字棚倉字新町 52-1	33-6483
中島歯科クリニック	棚倉町大字逆川字前山 11-5	33-4135
あきやま歯科医院	棚倉町大字棚倉字観音向1	33-8041
棚倉中央歯科医院	棚倉町大字棚倉字宮下 199-3	33-7770
はら歯科クリニック	棚倉町大字棚倉字水白田 44-4	23-0818

資料8-2 東白川郡医師会一覧

医 師 会 名	医 師 名	住所
大木医院	大木 晴夫	棚倉町大字棚倉字古町 28-4
(医) 敬友会 あらまちクリニック	大木 行夫	棚倉町大字棚倉字北町 156-2
おおひら整形外科クリニック	大平 繁男	棚倉町大字棚倉字町裏 53-8
(医) 久慈会 深谷クリニック	深谷 久美	棚倉町大字関口字上志宝 73
ふじた循環器内科クリニック	藤田(禎規)	棚倉町大字棚倉字北町 22
和田医院	和田良仁	棚倉町大字棚倉字城跡3
(医) 徹仁会 中島医院	中島 徹真	塙町大字塙字本町 114-1
(医)木村医院	木村 芳朗	矢祭町大字戸塚字山崎 116-1
(医) 聖友会 東舘診療所	鈴木 直文	矢祭町大字東舘字反田 13-1
(医) 青秀会 車田病院	青山 幸生	塙町大字塙字大町 3-35
福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	佐川 恵一	塙町大字塙字大町1-5
鮫川村国民健康保険診療所	田中 耕治	鮫川村大字赤坂中野字新宿 189-1
(医) つちやクリニック	土屋原	塙町大字塙字材木町 10−1

資料8-3 後方医療機関

1 基幹災害拠点病院

施 設 名	所 在 地	電話番号
公立大学法人	万自古火が <u>に</u> 1	024 (548) 2111
福島県立医科大学医学部附属病院	福島市光が丘1	FAX (547) 1998

2 地域災害拠点病院

施 設 名	所 在 地	電話番号	二次医療圏
会津中央病院	会津若松市鶴賀町 1-1	0242-25-1515	会津
いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	0246-26-3151	いわき
(一財) 太田綜合病院附属 太田西ノ内病院	郡山市西ノ内 2-5-20	024-925-1188	県中
白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎 2-1	0248-22-2211	県南
福島県立南会津病院	南会津郡南会津町永田字風下 14-1	0241-62-7111	南会津
福島赤十字病院	福島市八島町 7-7	024-534-6101	県北
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町 2-54-6	0244-22-3181	相双

資料8-4 医療(助産)救護関連様式

1 医療(助産)救護班活動状況

		-		救護班氏名() <u>1</u>	班長医師氏 ()			
月	日	市町村名	診療患者数	措置の概要	死体検案数	班の編成	備考		

- 注1 「診療患者数」欄の計は、延人員数を記入すること。
- 注2 「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。
- 注3 助産を実施した場合も記入すること。
- 注4 死体の処理を実施した場合も記入すること。

2 医療(助産)救護班出動編成表

救護班名(時 自 職名 氏名 期 日 至 年 月 日 時 分 班長 班員 場 所 摘要

3 医療(助産)救護班診療記録簿

			救護班名	3 ()	班長医師()
年月日	市町村名	患者氏名	年齢	病名	措置概要	備考
	棚倉町					
	•	•		•		•

4 病院診療所医療実施状況

診療機関	由北丘友	>	定 5	診療	区分	診療報	酬点数	人也写	/#: / .
名	患者氏名	診療期間	病名	入院	退院	入院	退院	金額	備考
		3 3+ 1/ 188) -							

注1 「診療区分」欄には、該当欄に〇印を記入すること。

注2 「患者氏名」欄の計は、延人員数を記入すること。

5 助産台帳

	分娩者		分娩の日	助産機関名	分娩期間	金額	備考	
住所	氏名	年齢	時場所	助性機関石		並領	佣石	
					月 月 日	円		
					月 日~ 月 日	円		
					月 日~ 月 日	円		
					月 日~ 月 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日~ 月 日	円		
					月 日~ 月 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日 月 日 日	円		
					月 日~	円		
					月日	円		
					月日	円		
					月 日~	円		
					月 日 月 日~ 月 日	円		

6 医療品衛生材料受払簿

品名 () 単位呼称 ()

品名(<u>)</u>)			
年 月 日	摘要	受	払	残	備考
- 1 「松亜」 棚)>	計				

- 注1 「摘要」欄に、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。
- 注2 「備考」欄に、購入単位及び購入金額を記入しておくこと。
- 注3 最終行欄に、受入残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

7 救護医療品衛生材料使用簿

救護班名 () 班長医師氏名 (医療品衛生 単位名称 摘 要 単 価 受 払 残 備考 材料名

- 注1 本簿は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。
- 注2 「摘要」欄に、受入先を記入すること。
- 注3 「備考」欄に、払高残数(使用数量)に対する金額を記入しておくこと。

8 医療品衛生材料等引継簿

輸送責任者氏名 受領責任者氏名

救助用の物資を次の通り引き継ぎました。

記

- 1 引継月日
- 2 引継場所
- 3 品目数量 次の通り

車両番号

品名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	記過不足の生じた理由、その他

[9 緊急輸送]

資料9-1 緊急輸送道路指定路線

1 第1次確保路線

全国とのネットワークを形成する路線、隣接県を結ぶ一般国道

種 別	路線名	区間
国道	118号線	塙町境~浅川町境
JJ	289号線	塙町境~白河市境

2 第2次確保路線

役場や警察署と第1次確保路線を結ぶ路線

種別	路線名	区間					
県 道	棚倉矢吹線(44)	国道289号~白河市境					
IJ	塙泉崎線(75)	塙町境~浅川町境					
棚倉町道	中居丸内線	棚倉町役場~町道広畑古町線					
IJ	広畑古町線	町道中居丸内線~国道118号線					
IJ	舘ヶ丘崖ノ上線	棚倉消防署を結ぶ					

3 第3次確保路線

十木事務所や消防署と第1次、第2次確保路線を結ぶ路線

工/下升/3/// \ 1D/9//4 C 3//							
種 別	路線名	区間					
県 道	棚倉鮫川線(25)	県道磐城棚倉停車場線					
"		~棚倉土木事務所					
	磐城棚倉停車場線						
棚倉町道	(177)	国道118号~県道棚倉鮫川線					
IJ	館ケ丘線	棚倉消防署を結ぶ					
IJ	上志宝一本松線	棚倉土木事務所を結ぶ					
IJ	古町花園線	棚倉土木事務所を結ぶ					
	合同庁舎線	棚倉土木事務所を結ぶ					

資料9-2 ヘリコプター臨時離着陸場

所 在 地	名 称	管理者		
棚倉町大字関口字一本松43-1	株式会社ルネサンス棚倉 多目的広場	町長		
棚倉町大字関口字一本松24-1	棚倉運動広場	教育長		

資料9-3 緊急輸送関連様式

1 輸送記録簿

左日日		輸送区間	使用	車両	輸送	人加	/
年月日	目的	(距離)	種類	台数	担当者	金額	備考

注1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。

注2 町有車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。

注3 「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。

2 燃料及び消耗品受払簿

2 % 品名	为 (~ 0 .	,114.0)		単位四	乒 称	()						
				•		要			受		払		列	È	備	考
-	- J.	I	-		1向	女			又		14		75	<u> </u>	7/用	与
												-				
												+				
_												1				
								•								

3 修繕費支払簿

松光左口口	H 44		故障車輌等		故障	松华	
輸送年月日	目的	的故障年月日	名称番号	所有者氏名	概要	年月日	修繕費
						_	
							1

[10 防疫及び保健衛生]

資料10-1 ねずみ族昆虫駆除薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類	薬剤量算出方法
床上浸水家屋	クレゾール	床上浸水戸数×200g
(全壊、半焼、流失を含む)	普通石灰	床上浸水戸数×6g
(主塚、十焼、伽大を占む)	クロールカルキ	井戸の数(概数)×200g
	クレゾール	床上浸水戸数×50g
床下浸水家屋	普通石灰	床上浸水戸数×6g
	クロールカルキ	井戸の数(概数)×200g

薬品の種類	薬剤第出方法
オルソジクロールベンゾール剤	
	(便池)
(オルソジクロールベンゾール	指定地域内のり災戸数×1
ベンの含有量50%以上)	(1あたり使用量は50倍液にして3)×3/5

資料10-2 感染症の予防及びまん延防止対策

○棚倉町感染症の予防及びまん延防止対策要綱

平成 17 年 9 月 1 日 要綱第 10 号

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)に定めるもののほか、感染症の発生予防及びそのまん延の防止を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 法第27条及び第28条並びに第29条の各項により措置される以外のもので、集中豪雨及び 台風、その他の災害等により散発的に町内の住宅等の床下及び床上が汚水汚泥の浸水により、汚染 された家屋及び地区を対象とする。

(消毒等の措置)

- 第3条 町長は、法第27条第1項及び第28条第1項並びに第29条第1項に準じて、汚染された住宅等の所有者又は管理者(以下「被害者」という。)に消毒すべきことを勧告することができる。
- 2 町長は、前項により感染症の発生を予防し、まん延を防止することが困難で被害者から要請(以下「要請者」という。)された場合は、当該職員に消毒等を実施させることができる。

(記録及び報告)

- 第4条 町長は、前条による措置を行うにあたり、次の事項を記録し県南保健福祉事務所へ報告する ものとする。
 - (1) 原因
 - (2) 被害範囲
 - (3) 被害者名
 - (4) 住宅等の状況
 - (5) 浸水状況
 - (6) 被害者等の体調不調者の状況
- 2 体調不調者については、住所、氏名及び年齢を調査し、本人又は被害者に医療機関での受診を指導するとともに、県南保健福祉事務所へ速やかに報告し、指示を受けるものとする。

(消毒等の種類)

- 第5条 第3条による消毒は、細菌等の消毒及び感染症媒介昆虫等の駆除とする。
- 2 感染症の病原体に汚染された疑いのある物件の消毒等とする。

(経費の負担)

- 第6条 法第57条の定めに準じ、第3条第1項により被害者が行う消毒は、町長が薬品を支給する。
- 2 第3条第2項による消毒に要した費用は、町長が負担する。ただし、法第63条の定めに準じ、要請者の承諾により業者等に委託して消毒をした場合は、要請者から消毒に要した実費を徴収することができる。

(消毒の方法等)

第7条 消毒の方法及び消毒薬品等は、別表1とする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成17年9月1日から施行する。
 - 附 則(平成 19 年要綱第 22 号)
- この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

別表1 (第7冬即径)

别	表 1 (第7条関係)		
	区分	薬品等	屋内	家の廻り(床下)
	井 浜 路 揺	クレゾール石けん液		液を33倍(水1リットルに対し液30cc)に薄め、噴霧機かジョウロでまんべんなく散布する。
		消石灰		できれば粒状のものをまんべんなく(白くなるくらい)散布する。(中和による発熱で効果あり。)
	毋	塩化ベンザルコニウム液 (オスバン液)	液を100倍(水1リットルに対し液10cc)に薄め、噴霧機でまんべんなく散布する。又は、雑巾に浸し拭き取る。	
		乳剤(市販品、パミトール乳剤など)	0 倍に薄めた液を、1 m³当	堆肥や野積みの発生源には、 薬剤が内部まで浸透するよう 400~800倍に薄めた液 を40散布する。
型 駆 除	油剤 (市販品、バイヒット油剤など)	密閉できるところは、速効性油剤を1㎡当たり3ml煙霧し、1時間程度後に空気を入れ換える。		
	粉剤 (市販品、ディプサイド粉剤な ど)		棲息場所や通路に残効性粉剤を1㎡当たり20~30g散布する。	
		1 便所 超水した場合は、専門業	者に点検を依頼し、汲み取っ	ってもらうこと。

井戸水

注

意 事

項

- (1)冠水した井戸水は、飲まないこと。
- 冠水した井戸水は、清掃を行い水質検査を受け、安全を確認してから飲むこ (2)と。

やむを得ず飲む場合は、新しい水を沸騰させてから飲むこと。

3 食器、フキン、まな板等

家庭用の塩素系消毒薬(キッチンハイター、ブリーチ等)に浸すか、煮沸(約2 0分)してから使用すること。

使用方法については、塩素系消毒薬(キッチンハイター、ブリーチ等)について いる使用方法(取扱説明書)をよく読んで使用すること。

- 4 薬品等の取り扱いについて
 - 消毒薬は事故等がないよう使用方法を守り、保管は子どもの手の届かない場所 に置くなど十分注意する。
 - (2)作った「消毒液」は残さず散布する。
 - やむを得ず「消毒液」を保存しなければならない場合等が生じた時は、ペット ボトル等に入れ(ジュース類と間違えないよう)、子どもの手の届かないところに 保管する。
 - 浄化槽はクレゾール石けん液・塩化ベンザルコニウム液を大量に排水すると、 (4)浄化槽内バクテリア菌が死滅し、十分に浄化槽の機能がしなくなる恐れがあるの で、流さないよう注意する。

[11 救援対策]

資料11-1 応急給水関連様式

1 飲料水供給記録簿

供給	供給	供給	対象	給水用機械器具			Autor	rus la
年月 日	地域	水量	人員	名称	数量	所有者(管理者)氏名	金額	備考

注1 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差し支えない。

注 2 給水用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に借入額を記入すること。

2 給水用機械器具燃料及び浄水薬品資材受払簿

()	()			_	
品目		単位 呼称			
年月日	摘要	受	払	残	摘要

注1 「摘要」欄に、購入先又は受入先及び払出

注2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

注3 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

3 給水用機械器具修繕簿

給水用機械器具の名称	所有者(管 氏	デ理者) 名	故障年 月 日	故障の 概 要	修 年月日	修繕費	備考
	IV.		ЛН	194. 安	十月日		
「お陪の棚悪」欄にた							

注 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

資料11-2 食料救援関連様式

1 食品引継簿

輸送責任者職氏名 受領責任者職氏名

救助用の物資を次の通り引継ぎました。

記

- 1 引継月日
- 2 引継場所
- 3 品目数量

					車両番号	号
品名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由、 他	その

2 炊き出し給与簿

棚倉町 炊事場() 責任者 氏 名

				具性名 氏 名	
給食年月	日	√△ <i>△</i> * <i>k</i>	中长担託	公会内容	/
年月日	区分	給食数	実施場所	給食内容	備考
, , , , ,					
	朝				
	昼				
	<u> </u>				
	夕				
	朝				
	刊				
計	昼				
	夕				

注1 炊出しを実施した直接の責任者ごと作成すること。

注2 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊出し、その他による給食の給与を実施した場所を記入すること

注3 「給食内容」欄は、献立「にぎり飯、つけもの、乾パン、牛乳」等と記入すること。

3 食料品現品給与簿

				給与	物品	内訳		受 領		ŕ	
給与年月日	給与 人数	食数	米	乾パン	缶詰		住所	世帯主氏名	家族数	避難所	備考
‡ †											

4 炊出しその他による食品給与物品受払簿

			受入	(購入)		摘要	払出	T-1: 目 - 半/-	/±=±z.
品名	月日	単位	単価	金額	数量	(受入(購入)・ 払出先)	数量	残量数	備考

5 炊出し用品借用簿

					所有者	使用规	次出所の	名称	
品名	数量	期間		金額	(管理者) 氏 名				備考
		月 日から			, i				
			日間						
		月 日から							
		月 日まで	日間						
		月 日から 月 日まで	日間						
			H lb]						
		月 日 月 日まで	日間						
		月 日から							
			日間						
		月 日から	[
		月 日まで	日間						
		月 日から 月 日まで	日間						
			H 1H1						
		月 日 月 日まで	日間						
		月 日から							
		月 日まで	日間						
		月日から							
			日間						
		月 日から 月 日まで	日間						
		月 日から							
			日間						
		月 日から							
		月 日まで	日間						
		月 日から 月 日まで	日間						
			日旧						
		月 日 月 日まで	日間						
		月 日から							
			日間						
		月 日から							
		月 日まで	日間						

資料 1 1 - 3 生活必需物資等救援関連様式

1 救助物資受払簿

品目月	月日	受入									
	,1 H	受入 数量	摘要	支払 数量	残	品目	月日	受入 数量	摘要	支払 数量	残

2 援助物資引継書

輸送責任者職氏名 受領責任者職氏名

救助用の物資を次の通り引継ぎました。

記

- 1 引継月日
- 2 引継場所
- 3 品目数量

車両番号	Д.
里	$\overline{}$

					里 両番号	号
品名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由、 他	その

3 救助物資購入(分配)計画表

被害の別【 全壊 ・ 全焼 ・ 流失 ・ 半壊 ・ 半焼 ・ 床上浸水 】

季 別【 夏季 · 冬期 】

		人	2	人		人	4	人	5	人	6	人	7	人	8	人	9	人	1 ()人						
日日	数量	世帯数	数量	世帯数																						
	A	В																								
	A>	≺B																								

- 注1 本表は、全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)、床上浸水世帯に分けて作成すること。
- 注2 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
- 注3 各世帯分の数量×世帯数は、それぞれの品目ごとの所要数となる。

4 救助物資受領簿

被災者台帕	Ē		住家袖	波害程度区分			世帯	- 大員			
災害救助物	資として、	下記內	可訳のと	おり受領し	ました。						
年	月	日			住原	近					
					氏名						
						ı		ı			
給与月日	品 名	数	量	備考	給与月日	品	名	数	量	備	考

[12 障害物の除去及び応急住宅対策]

資料12-1 障害物の除去関連様式

1 障害物除去該当者調

					世帯		<i>H</i> -	4rt+	マ. 障		安
番号	被災者台 帳番号	世帯主 氏名	職業	住所	人員数	稼動力者	生活程度	被害程度	予定箇所	備考	実施有無
	5 h-h-/// 111 - 111 - 60										7 - 11

注 「被災世帯の状況」欄には、被災保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要介護世帯、その他の世帯と区分と、町民税課税状況(非課税、均等割、所得割)を記載すること。

2 障害物除去の実施状況記録簿

住家被害 程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき 状態の概要	金額	備考

3 障害物除去該当者選考調書

被災者台帳番号()

地区名		行政区分		対象者			
		資産状況				職業	
細木 昌細:	木市石						
調査員調	宜 尹 垻	被災の概要				家庭の概要	
行政区長:	辛目						
11 以区区。	忌儿						
民生委員	辛目						
八 生安貝。	总允						
調査者総	公 辛目						
则且 1 形	口尽允						
要施行		有	i •	無	Ī	調査員氏名	

資料12-2 応急仮設住宅関連様式

1 応急仮設住宅入居該当調

番	被災者	世帯主			Щ	上带人員		
号	台帳番号	氏名	職業	住所	人員数	うち 稼労働力者	生活程度	摘要
							上中下 保護世帯	

注 「被災世帯の状況」欄には、保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯、その他 世帯の区分と町民税課税状況(非課税、均等割、所得割)を記載すること。

2 応急仮設住宅該当者選考調書

被	汉炎者	台帳番	:号()
象者					

地区名		行政区分		対象者		
		資産状況			職業	
調査員訓	T 木 市 石					
神 宜貝前	可且争坦	被災の概要			家庭の概要	
行政区	長意見					
民生委	員意見					
調査者約	念合意見					
					,	
要加	百行	有	• <u></u>	Ħ.	調査員氏名	

3 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要

- 注1 「応急仮設住宅番号」欄には、応急仮設住宅に対した番号とし、参考として、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付しておくこと。
- 注2 「住所」欄は、被災前の住所を記入すること。
- 注3 「家族数」は、入居時における世帯主を含めて人員数を記入すること。
- 注4 「敷地区分」欄には、公私有別とし、有無償の別を明らかにしておくこと。
- 注5 「摘要」欄には入居後における経過を明らかにしておくこと。
 - 例 令和〇年〇月 公営住宅に転居し、現在空室。 令和〇年〇月 増築許可

資料12-3 住宅応急修理関連様式

1 住宅の応急修理該当者調書

番	被災者	世帯主	職		世	带主	生	被	修	ሥ	実
号	台帳番号	氏 名	業	住所	人員数	うち稼労 働力者	生活程度	被害程度	修 理 予 定	備考	実施有無

注 「被災世帯の状況」欄には被保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要介護世帯、 その他世帯の区分と町民税の課税状況(非課税、均等割、所得割)を記載すること。

2 住宅応急修理記録簿

住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇		修理着工	修理完成	修理費	備考
111//	医加工20日	1447	25,00,30	概	要	年月日	年月日	沙土貝	/m· J

[13 死者の捜索、遺体の処理等]

資料13-1 遺体の一時収容所一覧

78	=C	四次处土	連	絡	先	/ /	考
場	所	収容能力	責 任 者	所在地	電話番号	備	与
蓮 家	寺	人	福井 光順	棚倉字新町129	33-2344		
蓮 生	寺	人	畠山 真一	棚倉字新町60-2	33-3463		
観音	寺	人	中野 賢栄	棚倉字新町57	33-4414		
常隆	寺	人	鈴木 伴美	流字豊都216	33-2628		
積 雲	寺	人	長谷川道圓	関口字愛宕平211	33-2346		
長 久	寺	人	菅原 海淳	花園字沢目163-7	33-4033		
長 慶	寺	人	中野 隆信	堤字羽黒西14	33-2426		
蔵光	寺	人	五江渕章雄	富岡字寺ノ前531	33-3433		
創 徳	寺	人	田口 宗顯	寺山字守崎146			
芳 松	寺	人	長谷川道圓	寺山字鶴生14	33-3064		
如意輔	寺	人	高庭 一也	八槻字大宮119	33-2754		

資料13-2 墓地及び火葬場所在地一覧

場所	責任者氏名	墓地の所在地	埋葬	(火葬)	能力	備	考
蓮家寺墓地	福井 光順	棚倉字新町					
蓮生寺墓地	畠山 真一	棚倉字新町					
観音寺墓地	中野 賢栄	棚倉字新町					
伊ノ地蔵墓地	金坂 宥澄	棚倉字宮下					
東林寺墓地	福井 光順	棚倉字鉄炮町					
下町共同墓地	今宮 秀人	棚倉字東中居					
下町常隆寺墓地	鈴木 伴美	棚倉字東中居					
常隆寺(豊郷)墓地	鈴木 伴美	関口字豊郷					
積雲寺墓地	長谷川道圓	関口字愛宕平					
花園共同墓地	花園区長	花園字大明神					
長久寺墓地	菅原 海淳	花園字沢目					
馬場共同墓地	十二区長	棚倉字馬場					
日向前共同墓地	十三区長	棚倉字矢近					
檜木共同墓地	十四区長	檜木字若林					
川の渕千駄櫃墓地	金坂 宥澄	棚倉字千駄櫃					

場所	責任者氏名	墓地の所在地	埋葬	(火葬)	能力	備	考
上台カハキ沼墓地	上台区長	上台字カハキ沼					
板橋共同墓地	板橋区長	板橋字タリカ清水					
玉野共同墓地	玉野区長	玉野字東宅地					
太夫内共同墓地	一色区長	一色字南田					
一色共同墓地	一色区長	一色字通段					
福井共同墓地	福井区長	福井字上堀					
長慶寺境内墓地	中野 隆信	堤字羽黒西					
長慶寺新墓地	中野 隆信	堤字池下					
逆川共同墓地	逆川区長	逆川字山梨山					
天王内共同墓地	天王内区長	天王内字大窪					
金沢内共同墓地	金沢内区長	金沢内字前山割					
小菅生共同墓地	小菅生区長	小菅生字堂ノ前					
瀬ヶ野共同墓地	瀬ヶ野区長	瀬ヶ野字熊ノ坂					
小爪共同墓地	小爪区長	小爪字柳平、森ノ前					
祝部内共同墓地	祝部内区長	祝部内字権現下					
富岡共同墓地	富岡区長	富岡字下河原					
山際共同墓地	山際区長	山際字屋敷前					
福岡下平共同墓地	福岡区長	福岡字下平					
福岡中平共同墓地	福岡区長	福岡字中平					
福岡岩井戸共同墓地	福岡区長	福岡字岩井戸					
強梨岡ノ内共同墓地	強梨区長	強梨字岡ノ内					
強梨高松平共同墓地	強梨区長	強梨字高松平					
強梨俵内共同墓地	強梨区長	強梨字俵内					
大梅仲平共同墓地	下大梅区長	大梅字仲平					
大梅段河内共同墓地	下大梅区長	大梅字段河内					
大梅大岩平共同墓地	上大梅区長	大梅字大岩平					
漆草共同墓地	緑川長三郎	漆草字東平					
高内墓地	戸中区長	戸中字高内					
戸中共同墓地	戸中区長	戸中字川前					
寺山共同墓地	長谷川道圓	寺山字亀崎					
芳松寺専用墓地	長谷川道圓	寺山字堂ノ沢					
創徳寺墓地	田口 宗顯	寺山字守崎					
芳松寺共有墓地	長谷川道圓	寺山字豊岡					
上台共同墓地	高庭 一也	八槻字上台					

場所	責任者氏名	墓地の所在地	埋葬((火葬)	能力	備	考
猪獅子沢共同墓地	高庭 一也	八槻字猪獅子沢					
米山下共同墓地	高庭 一也	八槻字八ツ脇					
下馬橋共同墓地	高庭 一也	八槻字下馬橋					
萩平共同墓地	下山本区長	下山本字萩平					
下山本小浜沢共同墓地	下山本区長	下山本字松原					
中山本(芝原)共同墓地	中山本区長	中山本字芝原					
中山本(中) 共同墓地	中山本区長	中山本字薬師堂					
中山本(下)共同墓地	中山本区長	中山本字扱久保					
中山本(上)共同墓地	中山本区長	中山本字上ノ平					
平塩共同墓地	北山本区長	北山本字岩ヶ沢					
居伝金共同墓地	北山本区長	北山本字金山					
下手沢根来共同墓地	金坂 宥澄	下手沢字根来					
祖父岡共同墓地	祖父岡区長	上手沢字岩ヶ沢、上屋敷					
上手沢共同墓地	上手沢区長	上手沢字塩沢					
塚原墓地	鈴木 伴美	塚原字久保前					
常隆寺境内墓地	鈴木 伴美	流字豊都					
下流共同墓地	鈴木 伴美	流字豊山					
中豊共同墓地	鈴木 伴美	流字中豊					
上豊共同墓地	鈴木 伴美	流字上豊					
山田共同墓地	山田 区長	山田字芳/木					
岡田共同墓地	岡田 区長	岡田字古々利松					
東白斎苑	東白衛生組合	棚倉字崖ノ上90					

資料13-3 死者の捜索、遺体の処理等関連様式

1 遺体捜索状況記録簿

年月日	捜索地区	搜索	搜索遺体	1		成器具	金額	備	去
平 万 日	1支米地区	人員	1支术退件	名称	数量	所有者氏名	立 領	7/HI	77
								l	

2 遺体捜索用機械器具燃料受払簿

品名() 単位呼称()

年月日	摘要	受	払	残	備考
計					

注1「摘要」欄には、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。

注2「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

注3 最終行欄には、受、払、残の計それぞれの金額を明らかにしておくこと。

3 遺体捜索用機械器具修繕記録簿

機械器具 名 称	所有者(管理 者) 氏 名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

注 「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

4 遺体処理台帳

			75	:)电-	I-/	沙井之左	kk a 4n -	中曲		
Lr		死	91	Z亡者		遺)失 		等の処況	理負	場遺	
処理年月日	死亡原因	及び場所の日時	住所	氏名	年齢	氏名	続柄	品名	数量	金額	場所及び保存の遺体一時保存の	備考

5 埋葬台帳

			死亡者		埋葬を行った者			埋葬費					
死亡年月日	死亡原因	埋蔵年月日	住所	氏名	年齢	死亡者との	氏名	住所	(付属品含)	火葬料	骨箱	≣ 	備考

- 注1 埋葬を行った者が村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 注2 村長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。
- 注3 埋葬を行ったものに埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

[14 文教対策]

資料 1 4 - 1 国·県·町指定文化財一覧表

(令和3年1月現在)

別	 種 類	指定年月日	名称	所在地	(令和3年1月現在) 備考
国指定	重文(工)	昭 25・8・29		馬場	都々古別神社(馬場)
"	重文 (工)	昭 25・8・29	長覆輪太刀 1口	11	都々古別神社(馬場)
"	重文 (工)	昭 34・6・27	あかいとおどしよろいざんけつ 1括	11	都々古別神社(馬場)
"	重文 (工)	昭 36・2・27	どうはち 銅鉢 4口	八槻	都々古別神社(八槻)
"	重無形民文	平16・2・6	つつこわけじんじゃじんじゃ おたうえ都々古別神社の御田植	JJ	八槻都々古別神社 御田植保存会
,,,		平 26 · 3 · 18	流廃寺跡	流	棚倉町外
"	重文 (建)	平 26 • 12 • 10	都々古別神社本殿	馬場	都々古別神社(馬場)
"	史跡	平31・2・26	棚倉城跡	棚倉	棚倉町外
国認定	重美(工)	昭 18・10・1		新町	蓮家寺
11	重美 (彫)	昭 19・7・6	***	八槻	都々古別神社(八槻)
県指定	重文(書)	昭 30・2・4	しょうごいんどうこうたんざく 聖護院道興短冊 1幅	八槻	個人
"	天然記念物	昭30・2・4	stalsunu 二柱神社のスギ	寺 山	二柱神社
"	重文(工)	昭 30・2・4	どうせいつりとうろう 銅製釣灯篭 2基	八槻	個人
"	天然記念物	昭 51・5・4	棚倉城跡の大ケヤキ	城 跡	棚倉町
"	重文(書)	昭 53・4・7	八槻文書 242点	八槻	個人
"	重有民文	昭 54・3・2	八槻都々古別神社の古面 17口	八槻	都々古別神社(八槻)
11	重無形民文	昭 54・3・23	八槻都々古別神社の神楽	八槻	八槻都々古別神社楽人 会
"	重文(工)	昭 57・3・30	八槻都々古別神社御正体	八槻	都々古別神社(八槻)
"	重文(工)	昭 57・3・30	馬場都々古別神社御正体	馬場	都々古別神社(馬場)
11	重無民文	昭 63・3・22	ぉますみょうじん ますおくりぎょうじお枡明神の枡送り行事	福井・玉野 一色・簑輪	御桝明神保存会
"	重文 (工)	平8・3・23	銅鉢 1口	八槻	個人
"	重文(工)	平 15 · 3 · 25	はこがたさいぐ 鉾形祭具 3本	馬場	都々古別神社(馬場)
"	重文 (考古)	平 15 · 3 · 25	流廃寺跡出土金銀象嵌鉄 剣 1口	棚 倉	棚倉町
II.	重文(古文)	平 17·4·15	馬場都々古別神社文書等 22点	馬場	都々古別神社(馬場)
"	重文 (典籍)	平 20 · 4 · 4	大般若経 600帖	八槻	個人
"	重文 (建)	平 25 · 4 · 5	八槻家住宅 旧主屋及び 書院棟・表門・脇門 4棟	八槻	個人
11	重文 (建)	令元・10・15	八槻都々古別神社本殿・随 身門 2棟	八槻	都々古別神社(八槻)

町指定	天然記念物	昭 54・5・30	希望の桜	逆 川	棚倉町
ıı	天然記念物	昭 54・5・30	はなぞの こうやまき 花園の高野槇	花園	花園区
"	有形	昭 55・5・31	蓮家寺山門	新町	蓮家寺
IJ	重無民文	昭 61・10・20	お桝明神遷座の行事	福井・玉野 一色・蓑輪	御桝明神保存会
ıı .	有形	平 18・3・24	阿部正備茶室	棚倉	棚倉町
"	有形	平19・4・2	銅造十一面観音菩薩坐像	八槻	都々古別神社(八槻)
"	有形	平19・4・2	銅造観音菩薩立像	八槻	都々古別神社(八槻)
"	有形	平19・4・2	銅造地蔵菩薩立像	古 町	西迎院蓮台寺
II.	有形	平19·4·2	木造大黒天立像	馬場	都々古別神社 (馬場)

(棚倉町教育委員会)

*国指定:8件 *国認定:2件 *県指定:17件 *町指定:9件 計36件

資料14-2 文教対策関連様式

1 被災教科書調及び教科書学用品交付簿

4+4+1// 1√								教	(科	3	書				当	ź j	Ħ r	H
被災者 台 帳 番 号	児氏	童 名	小中別	保護者氏名 (世帯主)	国語	算数	数学	社会	理科	音楽	図工	地図	英語	保体	書写	ノート	鉛筆	洋傘	下敷き

注 本表は、学年別に別けて作成すること。

2 学用品購入(分配)計画表

		小 学 校			Г	中 学	校	合	計	
品名	単価	児童数	数 量	金額	生徒数	金額	金額	数量	金額	備考
計										

3 教科書購入(配分)計画表

	数	1年生		,	2年	生	3	年生	Ė	<u>{</u>	計		
教科	教科書名	生徒数	単価	金額	生徒数	単価	金 額	生徒数	単価	金額	生徒数	金 額	備考

4 救助物資(学用品)

品目	月日	受入 数量	摘要	支払 数量	残	品目	月日	受入 数量	摘要	支払 数量	残
 註 「摘」					こみではれ	Lea et a	→ → 1 ×				

注 「摘要」欄には、購入先または受入先及び払出し先を記入すること。

5 救助物資引継書(学用品)

輸送責任者職氏名

受領責任者職氏名

救助用の物資を次の通り引継ぎました。

記

- 1 引継月日
- 2 引継場所
- 3 品目数量

					車両番号	号
品名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由、	その他

[15 危険物等施設]

資料15-1 危険物施設調

				貯蔵所				取担	及所	
製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	≪□☆☆
_	3	2	2	23	_	22	4	24	16	96

(令和2年11月30日現在)

[16 震災対策]

資料16-1 福島県内における地震災害履歴

1 直下型地震

年 月	地域名 又は 地震名	M (Mw)	被害概要等
1611年(慶長 16年) 9月	会津地方	6. 9	会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の3郡で被害が多かった。会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し(2万余戸)、死者3,700名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では、16平方キロmほどの山崎湖が出現した。
1659年(万治2年) 4月	会津地方		会津地方で大地震があり 39 名が死亡し、家 屋 409 戸が倒壊した。
1821年(文政4年) 12月	大沼郡	5.5~6.0	大沼郡大石村の狭い範囲に強震。130 戸壊れ、 大小破 300 余、死若干。

2 海洋型地震

年 月	地域名 又は 地震名	M (M w)	被害概要等
1677 年(延宝 5 年) 11 月	磐城地方	8. 0	磐城地方に強い地震があり、500 余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。
1696 年(元禄 9 年) 6 月	磐城地方 強震地域 – 磐城小名浜		磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。
1793年(寛政5年) 2月	陸前・陸中・ 磐城、震源 は宮城県沖	8.0~	余震が多く、相馬では 10 ヶ月も続いた。また、 津波は相馬・いわきで発生しており、この地震に よる人的被害は相馬で死者 8 名、矢祭で死者 3 名 となっている。
1938年(昭和13年) 5月	塩屋崎沖地 震	7. 0	県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく 離や亀裂 250 ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や 堤防の亀裂 6 ヶ所等の被害があった。
1938年(昭和13年)	福島県東方沖地震	7. 5	県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の 東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、 負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊 16棟、半壊42棟となっている。 また、同日にM=7.3、翌日にM=7.4の強い余震 を観測している。
1964年(昭和 39年)6月	新潟地震	7. 5	16 日午後 1 時 20 分ごろ、県下全域に震度 4~5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者 12 名、住家全壊 8 棟、住家半壊 6 棟、一部破損 83 棟、非住家被害 86 棟、道路破損 15 ヶ所、山・がけ崩れ 17 ヶ所等の被害があった。
1978年(昭和 53年) 6月	宮城県沖地震	7.4	12 日午後 5 時 14 分ごろ地震があり、福島が震度 5、若松、小名浜、白河が震度 4 であった。国見町で死者 1 名、負傷者 19 名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計 3 名報告されている。住家全壊は福島市で 5 棟、相馬市で 1 棟報告されており、福島県内では計 800 強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊 9、山(崖)崩れ 26 等の被害も発生している。
2005年(平成17年)	宮城県沖の地震	7. 2	16 日午前 11 時 46 分ごろ地震があり、国見町などで震度 5 強、福島、白河、小名浜が震度 4、若松が震度 3 であった。福島県内で負傷者 5 名が発生した。
2011年(平成23年)3月	東北地方太 平洋沖地震 (東日本大 震災)	9. 0	11 日午後 2 時 46 分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、1 1 市町村で最大震度 6 強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。 また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われるM=7.0 の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度 6 弱を観測した。

資料 1 6 - 2 気象庁震度階級関連解説表

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計 には記録される。	_	_
1	屋内で静かにしている人の中に は、揺れをわずかに感じる人がい る。	-	_
2	屋内で静かにしている人の大半 が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚 ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずか に揺れる。	_
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てること がある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を 覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座 りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運 転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物に つかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらない と歩くことが難しいなど、行動に 支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動 し、倒れるものもある。ドアが開かな くなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落 下することがある。
6 強	立っていることができず、はわ ないと動くことができない。揺れ	固定していない家具のほとんどが 移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
	にほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが 移動したり倒れたりし、飛ぶことも ある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)			
長及陷敝	耐震性が高い	耐震性が低い		
C 22		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられ		
5 弱	_	ることがある。		
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられること		
	_	がある。		
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。		
		壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るこ		
		とがある。		
	みられることがある。 	瓦が落下したり、建物が傾いたりするこ		
		とがある。倒れるものもある。		
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられ	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るも		
		のが多くなる。		
	ることがある。	傾くものや、倒れるものが多くなる。		
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くな	傾くものや、倒れるものがさらに多くな		
	る。まれに傾くことがある。	る。		

- (注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

電声 附知	鉄筋コンクリート造建物					
震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い				
5 強		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割				
0 JH	_	れ・亀裂が入ることがある。				
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割				
० भ्रम	ひび割れ・亀裂が入ることがある。	れ・亀裂が多くなる。				
	壁、梁(はり)、柱などの部材に、 ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや				
		X状のひび割れ・亀裂がみられることがあ				
6 強		る。				
		1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れる				
		ものがある。				
	壁、梁(はり)、柱などの部材に、	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや				
7	ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。				
1	1階あるいは中間階が変形し、ま	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れる				
	れに傾くものがある。	ものが多くなる。				

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂*1 や液状化*2 が生じるこ	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強	とがある	
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることが	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや
7	ある	山体の崩壊が発生することがある※3。

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5 ライフライン・インフラ等への影響

	安全装置のあるガスメーター (マイコンメーター) では震度 5 弱程度
ガラ供処の信止	以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
ガス供給の停止	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給
	が止まることがある※。
上本 信電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生するこ
断水、停電の発生	とがある※。
	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安
鉄道の停止、	全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断
高速道路の規制等	によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって
	異なる。)
	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・
	インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が
電話がほどの時 生	つながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策
電話等通信の障害	として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、
	通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行
	われる。
	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあっ
エレベーターの停止	た場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、
	時間がかかることがある。

[※] 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給 が停止することがある。

6 大規模構造物への影響

	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コン
	 クリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性
長周期地震動※によ	質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺
る超高層ビルの揺れ	れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大き
	く移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられ
	ない状況となる可能性がある。
ブ油カンカの	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液
石油タンクの	面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災
スロッシング	などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁
施設の天井等の	など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大
破損、脱落	きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、 平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

[17 原子力災害対策]

資料17-1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)

緊急事態の初期対応段階において、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分し、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、施設ごとにEAL(緊急時活動レベル)を用いる。

防災関係機関はEALに応じて実施すべき措置の判断を行う。

区分	事態の段階
EAL1 警戒事態	原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集 や早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始 する必要がある段階
EAL2 施設敷地 緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
EAL3 全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

※ 福島第一原子力発電所の周辺区域におけるEAL

福島第一原子力発電所は、原子力災害が発生し応急の措置が講じられた施設であり、他の実用発電用原子炉施設とは別に緊急活動レベルを定める。

- ① 福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の全号炉に係る基準 「原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準」は『バックグラウンドの毎時の放射線量(3か月平均)+毎時5マイクロシーベルト』とする。
- ② 施設ごとのEALのうち福島第一原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係るEAL
 - 資料17-1 3 福島第一原子力発電所施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に 係る原子炉運転等のための施設
 - 5 原子炉の運転のための施設

1 沸騰水型軽水炉に係る原子炉運転等のための施設

警戒事態を判断するEAL

- 緊急事態区分にお ける措置
- ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
- 体制構築や情報収 集を行い、住民防護の ための準備を開始す る。
- ② 原子炉の運転中に保安規定(炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
- ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
- ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
- ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
- ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
- ® 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
- ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
- ⑩ 重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。
- ① 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
- ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
- ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
- ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
- ⑤ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。
- (6) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある ことを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した 場合。

施設敷地緊急事態を判断するEAL

- ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。
- ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常 避難等の防護措置を 用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにでき 行う。 ないこと。
- ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。
- ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。
- ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源 が一となる状態が5分間以上継続すること。
- ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧 で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用 炉心冷却装置による注水ができないこと。
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ① 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び 停止中において想定される上昇率を超えること。
- ② 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、 炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ③ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。
- ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分にお ける措置

PAZ内の住民等 の避難準備、及び早期 に実施が必要な住民 避難等の防護措置を 行う。

全面緊急事態を判断するEAL

- ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
- ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。
- ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全て の非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。
- ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
- ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
- ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
- ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
- ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
- ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。
- ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ① 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- (3) 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。
- ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分にお ける措置

2 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設

緊急事態区分にお 警戒事態を判断するEAL ける措置 ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間 体制構築や情報収 以上測定できないこと。 集を行い、住民防護の ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ための準備を開始す ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表 る。 された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある ことを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し た場合。 緊急事態区分にお 施設敷地緊急事態を判断するEAL ける措置 ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位ま PAZ内の住民等 で低下すること。 の避難準備、及び早期 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基 に実施が必要な住民 準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事 避難等の防護措置を 業所外運搬に係る場合を除く。)。 行う。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある こと等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ があり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置 の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 緊急事態区分にお 全面緊急事態を判断するEAL ける措置 ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 PAZ内の住民避 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言 難等の防護措置を行 の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された うとともに、UPZ及 場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 び必要に応じてそれ ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある 以遠の周辺地域にお いて、放射性物質放出 こと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出 されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が 後の防護措置実施に 発生すること。 備えた準備を開始す る。放射性物質放出後 は、計測される空間放 射線量率などに基づ く防護措置を実施す る。

3 福島第一原子力発電所施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉運転等 のための施設

	緊急事態区分にお
警戒事態を判断するEAL	ける措置
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間	体制構築や情報収
以上測定できないこと。	集を行い、住民防護の
② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	ための準備を開始す
③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表	る。
された場合。	避難指示区域にお
④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した	いては、一時立入を中
場合。	止し、避難指示区域に
⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある	一時立入をしている
ことを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し	住民の退去を準備す
た場合。	る。
	緊急事態区分にお
施設敷地緊急事態を判断するEAL	おる措置
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位ま	避難指示区域に一
で低下すること。	時立入をしている住
② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基	民の退去を開始する
準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事	とともに、避難指示区
業所外運搬に係る場合を除く。)。	域でない区域の住民
③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある	の屋内退避を準備す
こと等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ	る。
があり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置	
の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
	緊急事態区分にお
全面緊急事態を判断するEAL	ける措置
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	避難指示区域でな
② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言	い区域の住民の屋内
の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された	退避を開始する。
場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	
③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性	
物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれ	
があり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

4 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設

緊急事態区分にお 警戒事態を判断するEAL ける措置 ① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線へ 体制構築や情報収 の電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は | 集を行い、住民防護の ための準備を開始す 外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 る。 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生 じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信 のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するお それがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表 された場合。 ⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した 場合。 ⑨ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生 した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 の その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある ことを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し た場合。 緊急事態区分にお 施設敷地緊急事態を判断するEAL ける措置 ① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上(原子 PAZ内の住民等 炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設 の避難準備、及び早期 備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及 に実施が必要な住民 び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力 避難等の防護措置を 規制委員会規則第6号) 第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附 行う。 属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階 発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適 合しない場合には、5分間以上)継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源 が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できて いないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若し くは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原

子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機

⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通

能の一部が喪失すること。

信のための設備の全ての機能が喪失すること。

- ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。
- ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

全面緊急事態を判断するEAL

① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上)継続すること。

- ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
- ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
- ④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言 の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された 場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。
- ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分にお ける措置

5 原子炉の運転等のための施設

緊急事態区分にお 警戒事態を判断するEAL ける措置 ① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 体制構築や情報収 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表 集を行い、住民防護の ための準備を開始す された場合。 ③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な る。 故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のため の施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代 行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 緊急事態区分にお 施設敷地緊急事態を判断するEAL ける措置 ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基 PAZ内の住民等 準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事 の避難準備、及び早期 業所外運搬に係る場合を除く。)。 に実施が必要な住民 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のため 避難等の防護措置を の施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外 行う。UPZのみが設 へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に 定される場合は、UP 備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生 Z内の住民等の屋内 すること。 退避準備等の防護措 置を行う。 緊急事態区分にお 全面緊急事態を判断するEAL ける措置 ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言 PAZ内の住民避 の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された 難等の防護措置を行 うとともに、UPZ及 場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のため び必要に応じてそれ の施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外 以遠の周辺地域にお 〜放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内 いて、放射性物質放出 退避を開始する必要がある事象が発生すること。 後の防護措置実施に 備えた準備を開始す る。放射性物質放出後 は、計測される空間放

射線量率などに基づ く防護措置を実施す

る。

資料17-2 運用上の介入レベル(OIL)と防護措置の概要

O I L:防御措置の実施を判断する基準

	基準の 種類	基準の概要	初	期設定値*	1	防護措置の概 要	UPZ 外の市町 村の措置	
緊急防	OIL1	放射性物質の吸入、経口摂取による被ばく影響を防止するため、町民等を避難や屋内退避等させるための基準	500 マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合 の空間放射線量率 ^{※2)}			数時間内を目 途に区域を特定 し、避難等を実 施(移動が困難 な者の一時屋内 退避を含む。)	避難の実施又 は避難の受け入 れ	
護 措 置	OIL4	経口摂取、皮膚 汚染からの外部被 ばくを防止するた め、除染を講じる ための基準	β線:40,000cpm ^{**3} (皮膚から数cmでの 検出器の計数率) β線:13,000cpm ^{**4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		避難又は一時 移転の基準に基 づいて避難した 避難者等に避難 退域時検査、基 準を超える際は 迅速に除染	避難退域時検 査及び簡易除染 への協力		
早期防護措置	OIL2	放射性物質の吸入、経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、町民等をもに、町民させるための基準	20 マイクロシーベルト/時 (地上1 mで計測した場合の空間 放射線量率 ^{※2})			1日内を目途 に区域を特定 し、地域生産物 の摂取を制限す るとともに1週 間程度内に一時 移転を実施	一時移転の実 施または一時移 転の受け入れ	
	飲食物に 係るスク リーニン グ基準	飲食物の摂取制限を判断するため、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロシーベルト/時 ^{**6} (地上1 mで計測した場合 の空間放射線量率 ^{**2})			数日内を目途 に飲食物中の放 射性核種濃度を 測定すべき区域 を特定	_	
飲食物摂取			核種 ^{※7}	飲料水・ 牛乳・乳 製品 (Bq/kg)	野菜類・ 穀類・ 肉・魚・ その他 (Bq/kg)	1週間内を目 途に飲食物中の		
制限		経口摂取による被 ばく影響を防止す	放射性ョウ素	300	2,000**8	放射性核種濃度の測定と分析を	飲食物摂取制	
※ 9	OIL6	OIL6	るため、飲食物の 摂取を制限する際	放射性セシウム	200	500	行い、基準を超	既食物摂取制限の実施
		の基準		1	10	えるものにつき 摂取制限を迅速 に実施		
			ウ ラ ン	20	100			

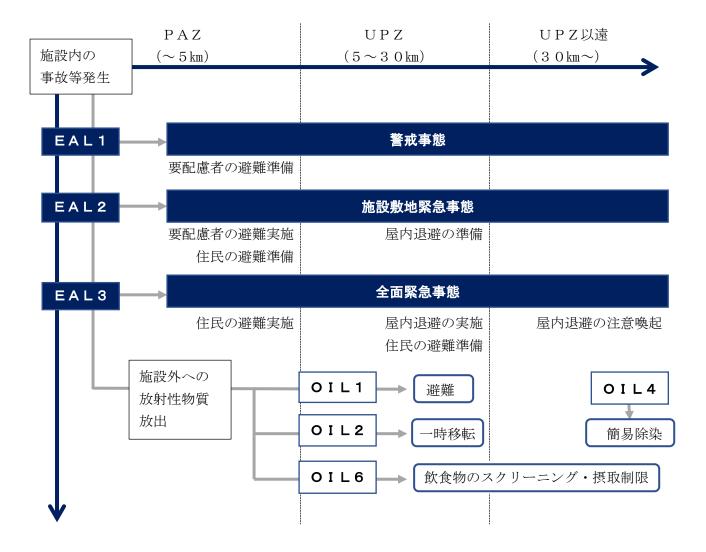
(注) Sv (シーベルト) は、放射線の量を表す単位で、Sv/h は空間放射線率測定器(空間線量計)で 用いられる1時間当たりの放射線が人体に与える影響を示す。

cpm (count per minute: カウント・パー・ミニッツ) は、表面汚染測定器で用いられる単位で、1分間当たりの放射線の数(カウント数)を示す。

Bq (ベクレル) は、放射能の強さを表す単位で(慣用的に放射能量を示すことが多い。)、Bq (ベクレル) /Kg は、1Kg 当たりの Bq (ベクレル) 数を示す。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、原子力発電所事故直後を想定し、 放出される核種(原子核の組成であり、ここでは放射能を持つ核種をいう)を仮定して定めた値。 緊急事態の特性(火災、爆発、漏えい、臨海事故等)によって放出される放射性核種の組成が異 なることから、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初 期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β線の入射窓面積が 20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq (ベクレル)/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq (ベクレル) /cm 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値と する。
- ※7 原子力発電所の事故等の際に放出されるおそれのある主要な核種を人体への影響等を考慮し 選定した。(ヨウ素、セシウム、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種、ウラン)その 他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料17-3 EAL・OILに基づく防護措置の導入例



[18 防災重点農業用ため池一覧]

資料18-1 防災重点農業用ため池一覧表

名 称	所 在 地	所 有 者	管 理 者	総貯水量 (m³)
権現池	花園字大明神	建設省	花園区長	1, 100
かけずみ池	花園字沢目	建設省	花園区長	2, 800
寺ノ沢池	花園字沢目	建設省	花園区長	1, 300
北ノ作池	仁公儀字ソナ地	建設省	仁公儀区長	2,600
水沢池	上手沢字切通	建設省	上手沢区長	3, 600
山の池	玉野字東宅地	建設省	玉野区長	700
中の池	玉野字東宅地	建設省	玉野区長	1, 200
下の池	玉野字東宅地	建設省	玉野区長	1,600
龍神様池	玉野字地新坊	棚倉町	玉野区長	6, 900
北主池	板橋字北堂	建設省	板橋区長	4,800
中主池	板橋字北堂	建設省	板橋区長	4, 300
道ヶ作池	玉野字道ヶ作	建設省	玉野区長	2,000
大清水池	福井字大清水	建設省	福井区長	144, 000
大池 (逆川)	逆川字大谷地	建設省	逆川区長	30,000
熊野池	金沢内字山ノ神	自然人	金沢区長	2,800
柿木池	小菅生字柿木	自然人	小菅生区長	3,000
岩井戸池	堤字岩井戸	建設省	堤区長	14, 400
大池 (堤)	堤字羽黒西	建設省	堤区長	12, 000
蟹内池	強梨字岡ノ内	棚倉町	強梨区長	500
慈雨池	棚倉字後寺	建設省	自然人	1,000
雑子池	堤字池下	建設省	堤区長	4,600
小滝池	逆川字山梨子山	建設省	逆川区長	7, 800

[19 重要水防区域一覧]

資料19-1 重要水防区域一覧表

重要水防区域							予想される	対策水防	氾濫
水系名	河川	左岸・ 右岸の別	所	在地	評定基 堤防 準種別 (m)		危険概要	工法	面積 (ha)
阿武隈川	社川	両岸	一色	太夫内	水衝	2, 500	欠壊	木流し	38
久慈川	久慈川	両岸	寺山	豊岡	水衝洗掘	800	欠壊 溢水	木流し	6
久慈川	久慈川	両岸	棚倉山際	広畑 八斗蒔	堤防高 洗掘	3, 200	欠壊 溢水	木流し	7
久慈川	近津川	両岸	八槻	大宮 上台	水衝 堤防高	3, 000	欠壊 溢水	木流し	3
久慈川	大草川	両岸	棚倉	下町 上河原	堤防高	1, 100	溢水	土のう積	9
久慈川	桧木川	両岸	花園	沢目	堤防高	100	溢水	土のう積	1
久慈川	根子屋川	両岸	棚倉	鷹匠町 鉄砲町	堤防高	600	溢水	土のう積	4

棚倉町地域防災計画

発 行 令和3年 3月

編集発行 棚倉町住民課 〒963-6192 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野 33 TEL 0247 (33) 2116